

ひきこもり地域支援センター設置運営事業 に関する調査

平成 28 年 3 月

厚生労働省アフターサービス推進室

《 目 次 》

第1 調査の実施

1. 調査の背景と目的	P 1
2. 調査の対象	P 1
3. ひきこもり対策推進事業の流れ	P 2

第2 調査の結果

1. 事業の体制	P 3
2. 窓口誘導のための取組	P 3
3. 相談対応	P 4
4. 家族への支援	P 5
5. 本人への段階的な支援	P 5
6. ひきこもり支援の個別事例	P 6
7. おわりに	P 8

第3 ひきこもり地域支援センターの取組

I. あいちひきこもり地域支援センターの取組	P 11
II. 堺市ひきこもり地域支援センターの取組	P 17
III. 兵庫ひきこもり相談支援センターの取組	P 24
IV. 広島ひきこもり相談支援センターの取組	P 36
V. 福岡市ひきこもり成年地域支援センターの取組	P 42

《 参考URL一覧 》	P 50
-------------	------

第1 調査の実施

1. 調査の背景と目的

我が国においてひきこもり状態にある者（注1）がいる世帯数は、約26万世帯（注2）と推計されているが、家庭内に潜在しているため、外部からの支援の手が届きづらく、相談窓口への誘導や自立に向けてのサポートには困難が伴っている。このため、近年では、ひきこもりの長期化・高年齢化などの課題（注3）がみられるなど、支援の一層の充実及び身近な地域における支援体制の強化が求められている。

このような状況の下、アフターサービス推進室では、より効果的にひきこもり対策推進事業を進めるための手掛かりを得るため、ひきこもり地域支援センター（以下「支援センター」という。）を訪問し、ヒアリング調査を行った。本報告書は、各支援センターの相談や支援の状況などを取りまとめ、同様の取組を行う関係機関などへの参考情報として提供するものである。

注1：「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省、平成22年5月19日公表）において、ひきこもりとは、「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念」と定義されている。（厚生労働科学研究「思春期のひきこもりをもたらし精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究」）

注2：厚生労働科学研究「こころの健康についての疫学調査に関する研究」（平成18年度）

注3：山形県（「困難を有する若者に関するアンケート調査報告書」平成25年9月、山形県子育て推進部）、島根県（「ひきこもり等に関する実態調査報告書」平成26年3月、島根県健康福祉部）などにおいて、民生委員・児童委員によるひきこもりの実態調査が実施されている。

2. 調査の対象

厚生労働省では、平成21年度から「ひきこもり対策推進事業」を実施し、ひきこもりに関する一次的な相談窓口として表1-1のとおり、支援センターの設置を推進している。

表 1-1 ひきこもり地域支援センター設置運営事業について

実施主体	都道府県・指定都市（NPO法人などへ事業を委託することができる）
事業の内容	・ひきこもり支援コーディネーターが、本人・家族からの電話、来所などによる相談や家庭訪問を中心とした訪問支援を行うことにより、早期に適切な機関につなぐ ・関係機関との連携により包括的な支援体制を確保する ・ひきこもりに関する普及、啓発などの情報発信を行う
職員体制など	・ひきこもり支援コーディネーター 2名以上 ※2名のうち専門職（社会福祉士・精神保健福祉士など）を1名以上配置（これらと同等に相談業務を行うことができる者でも可） ・連絡協議会の設置 医療・保健・福祉・教育・労働などの関係機関からなる連絡協議会を設置し、対象者の相談内容に応じた適切な支援を行う。
開所日	週5日以上、1日8時間、週40時間を目安

（※ひきこもり地域支援センターの設置状況についてのURL）

【<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000111933.pdf>】

平成 28 年 2 月現在、実施主体となる全国の 42 都道府県・19 指定都市の合計 61 の自治体において 65 ヲ所が設置されており、今回の調査対象として、関係機関との連携や支援の仕組みづくりにおいて先駆的に取り組んでいる支援センターの中から表 1－2 の 5 ヲ所を選定した。

表 1-2 調査対象のひきこもり地域支援センター

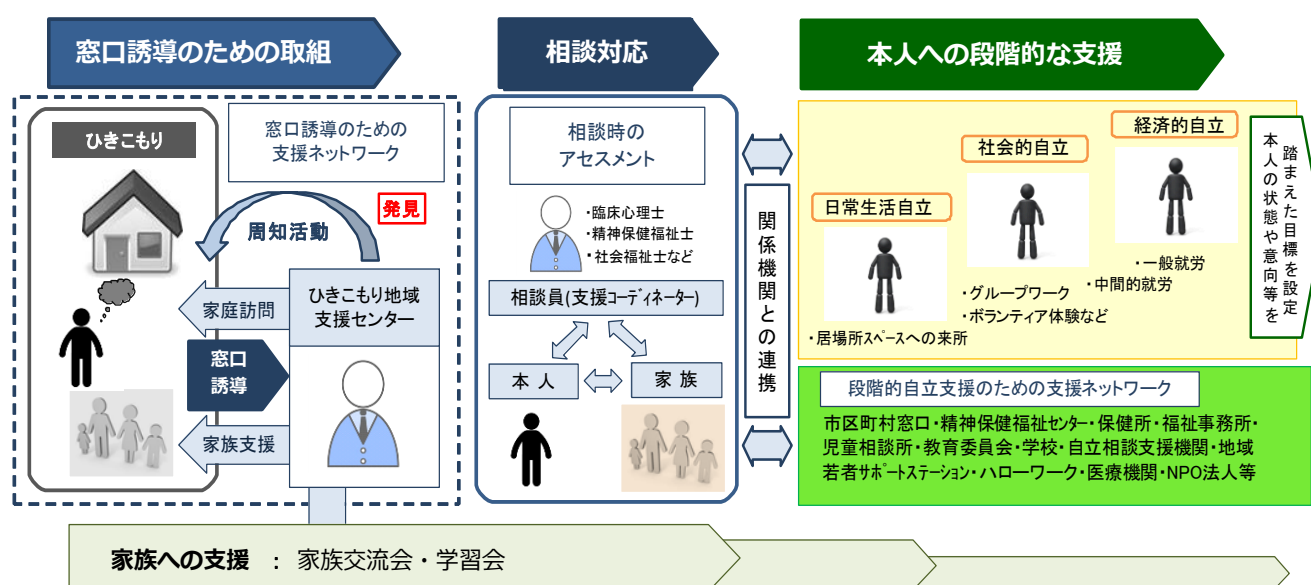
設置者	名 称	運営	住 所
愛知県	あいちひきこもり地域支援センター (以下「あいちセンター」という。)	直営	名古屋市中区三の丸3-2-1
堺市	堺市ひきこもり地域支援センター (以下「堺市センター」という。)	直営	堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1
兵庫県	兵庫ひきこもり相談支援センター (以下「兵庫センター」という。)	委託	神戸市中央区下山手通5-10-1
広島県・ 広島市	広島ひきこもり相談支援センター (西部センター)(以下「広島センター」という。)	委託	広島市西区楠木町1-8-11
福岡市	福岡市ひきこもり成年地域支援センター (以下「福岡市センター」という。)	委託	福岡市中央区舞鶴2-5-1

3. ひきこもり対策推進事業の流れ

支援センターを中心とした相談や支援においては、図 1－1 のとおり、周知活動や家庭訪問により窓口へ誘導し、相談を受けた後、必要に応じてひきこもり状態にある本人が対人関係を築く力を取り戻せるよう、居場所スペースへの来所、グループワーク、中間的就労への参加などにつなげている。

また、ひきこもりは、場合によっては、その家庭内や親子関係に要因が潜んでいることもある。このため、本人への支援と並行して、家族についても相談員からの助言や他の家族との交流の場の提供などによる支援を行っている。

図 1-1 ひきこもり地域支援センターを中心とした相談・支援の流れ（例）



(※本人の状態や意向はそれぞれ異なることから、経済的自立（一般就労）への支援が全てではない。）
アフターサービス推進室作成

第2 調査の結果

1. 事業の体制

各支援センター事業の体制は、あいちセンターと堺市センターは自治体の直営で、兵庫センター、広島センター、福岡市センターは、地域のNPO法人に運営を委託している。いずれの場合でも、多くの行政機関、保健福祉機関、医療機関や民間事業者と連携をとりながら、事業を進めている。

中でも、兵庫県では、官民連携した取組を進めており、県が運営する支援センターの電話相談に県内5カ所の地域ブランチ（地域のNPO法人に委託）が連携して面接相談などの支援を行う体制を採っている。

また、広島県では、県より先行して市が支援センターを開設していたが、県が全県域で支援センター設置運営事業を開始するに当たり、二重行政を避けるため、地域の人口構成などから改めて担当地区割りを行い、県と市が相互に連携・協力して運営を行う体制としている。

なお、各支援センターとも使用する施設については、相談窓口に加えて居場所・グループワークなどの提供スペースを同じ施設内に確保しており、広島センターでは親しみやすい一軒家を施設として活用していた。

2. 窓口誘導のための取組

（1）関係機関との連携など

各支援センターとも、支援ネットワークを構成する関係機関との定例会議や研修会などの機会を活用して情報を共有し、連携の強化を図っている。市・区役所、保健所（保健センター）、地域若者サポートステーション、社会福祉協議会、自立相談支援機関、児童相談所などの担当者や民生委員など様々な関係者がひきこもり支援に連携して取り組んでおり、これらの関係者が、日々の地域活動の中で出会ったひきこもり状態にある本人や家族に対して、相談窓口への早期の誘導に取り組んでいる。

愛知県では保健所に「ひきこもり相談窓口」を設けて、ひきこもり対策を保健所の役割の一つとして明確に位置付けるとともに、不登校経験者を継続的に支援するため、市町村の教育委員会、高等学校、スクールカウンセラーなどとも連携をとっている。

また、堺市では市内8カ所の保健センター（保健所）に精神保健福祉士を配置し、精神保健福祉センターとの緊密な連携の下、地域の課題としてひきこもり支援を推進している。さらに、兵庫県では、支援センターと市・町が共同して講演会・地域相談会を積極的に開催している。

広報媒体による相談窓口への誘導策としては、愛知県では、パンフレットを作成し、包括協定（注4）を結んだコンビニエンスストアに配布するなどの取組が見られた。堺市センター、福岡市センターでは相談窓口情報を自治体の広報誌へ掲載している。また、福岡市センターでは、ホームページ上でブログなどを活用した情報発信を行っていた。

注4：自治体とコンビニエンスストアとの間で、地産地消、高齢者・障害者支援、青少年の健全育成など、地域振興や活性化のため幅広い取組について連携する協定を結んでいる。

（２）家庭訪問など

各支援センターでは、本人が窓口に来所できない場合など、状況に応じて家庭訪問による支援を行っている。家庭訪問による支援は、各支援センターとも有効と捉えているが、事前の状況判断が重要であることから、家族と相談し十分な情報を収集した上で、本人からの「強い拒否が無いこと」などを前提として、慎重な対応をしていた。また、家庭訪問の際に、本人と会えない場合でも家族と面談し、手紙などを託すことで、相談員の想いを本人に伝える努力をしている支援センターもあった。さらに、ひきこもりが長期化し、高年齢の場合には、精神疾患に関係するケースも多いため、専門的な知見を有する相談員が訪問するケースが多かった。

広島センターでは、家庭訪問による支援の一環として本人のニーズに応えるため、買い物、喫茶店などへの外出、公共の交通機関を利用する練習などの同行支援に取り組んでいた。

３．相談対応

（１）相談窓口体制

相談員の体制については、自治体直営のあいちセンター、堺市センターでは、精神保健福祉センターの臨床心理士や精神保健福祉士などの専門職が中心となって相談業務に取り組んでいる。一方、福岡市センターでは市精神保健福祉センターと同じフロア・コーナーに相談窓口を設け、緊密に連携して相談業務を進めていた。また、広島センターでは、ひきこもり状態にある子をもった経験のある親が臨床心理士と連携して相談業務を行っている。さらに、兵庫センター（但馬ブランچ）では、教員や看護師などのＯＢのボランティア相談員が当番制で対応していた。

なお、あいちセンターと広島センターでは、ホームページ上にメールによるひきこもり専用相談窓口を設けている。



「福岡市センターの窓口案内」

（２）相談時のアセスメント

本人に対する支援方針を決める初回相談（インテーク）は極めて重要で、各支援センターとも慎重かつ丁寧に取り組んでいた。

相談員は、アセスメントを行った上で、要因を見極めて適切な専門機関の紹介や支援センターによる相談の継続などの判断を行っている。また、明確な支援方針が定まらない困難な事例などの場合には、改めて多職種、複数の相談員によるケース会議などを開催し慎重に決定している。ひきこもりの背景に精神疾患などが考えられる場合には、必要に応じて本人・家族の障害や医療に対する誤解を解く努力をした上で、適切な医療機関を紹介している。各支援センターとも、ひきこもりになった要因を探ることにとどまらず、いかにして日常生活・社会的自立を促すかという観点から支援を進めていた。

さらに、本人との相談を継続する中で居場所スペースへの来所やグループワークへの参加を促し、状態の変化に応じてケース会議などにより支援方針を見直していた。

4. 家族への支援

ひきこもりは「子育てした親の責任」と思い込むことで、親が過度の自己否定や自信喪失に陥り、相談を躊躇し、本人と同様に孤立する場合がある。このため、各支援センターでは家族にも継続的な相談を勧め、丁寧に不安などを解消する相談支援を行うとともに、必要に応じて親子関係や本人とのコミュニケーションの取り方を見直すよう助言している。

表2-1 堺市センターの家族教室の主なプログラム例

「ひきこもりについて理解する講座」(臨床心理士)
「精神科の症状や発達障害について理解する講座」(精神科医)
「家計を見直しライフプランを考える講座」(ファイナンシャルプランナー)
「本人との関わり方を考えるワークショップ(3回シリーズ)」
「ひきこもり当事者の体験談」
「ひきこもりのご家族の体験談」

また、家族同士の交流会や学習会などの開催に取り組む支援センターが多くみられ(あいち・堺市・兵庫・広島各センター)、家族としても、表2-1のようなプログラムに

参加することで、互いの悩みを共有しながら「本人への接し方」や「精神疾患などの医療関連知識」などの学習機会を得ている。

5. 本人への段階的な支援

(1) 居場所スペースへの来所・グループワーク

各支援センターでは、相談時のアセスメントに基づき、必要に応じて居場所スペースへの来所やグループワークへの参加を促し、本人が対人関係への自信を緩やかに取り戻せるよう支援を行っている。各支援センターとも居場所スペースを相談窓口と同じ施設内に設置しており、兵庫センター(地域ブランチ)、福岡市センターでは、本人が自由に利用できる形になっている。

また、グループワークについては、各支援センターとも参加者の楽しめるよう工夫を凝らしたプログラムを用意していた。基本的には、本人からの自発的な提案を重視して実施しており、グループミーティング、絵画、プラモデル製作、習字、カードゲーム、パズル、手芸、折り紙細工、料理、散歩、軽スポーツ(体操・卓球・ドッジボール・サッカー)など、プログラムは多岐にわたっている。

このように居場所スペースへの来所やグループワークという精神的な負担が少なく安心して参加できる場を提供することで本人に対人関係への自信回復を促している。



「福岡市センターの居場所スペースの様子」



「広島センターのサッカー活動の様子」

（２）就労や社会参加のための支援

ひきこもり支援においては最終的なゴールを、一般就労だけに置くことは困難であり、各支援センターでは医療機関・福祉サービスの利用、ボランティア体験、中間的就労などを含めた本人に望ましい段階での社会参加を模索している。このため、地域若者サポートステーションやハローワークなどの就労支援機関のほかに、段階的な自立を支援するネットワークの構築を進めている。

広島センターでは、本人の状況によって、受託しているNPO法人が支援の場所として新たに開設した地域活動支援センターⅢ型事業所（注５）を利用し、社会体験や就労訓練を提供していた。また、兵庫センター（播磨ランチ）では、自治会と連携し、イベントの運営サポート、観光地での観光客のおもてなし、特産品の販売・PR活動などに取り組んでいる。これらの取組は地域資源を活用しながら、本人に社会参加の機会、そして地域に活動の担い手を提供するという２つの課題を同時に解決するものとして注目される。

注５：障害者総合支援法に基づく事業で、地域の障害者のための通所による援護事業の実績を概ね５年以上有し、安定的な運営が図られていることが必要。一日当たりの実利用人員が概ね１０名以上でなければならない。



「地域活動支援センターⅢ型事業所で
内職的作業をする様子」



「兵庫センター播磨ランチの
姫路おでん販売の様子」

６．ひきこもり支援の個別事例

（※個人情報保護のため、一部、改変している。）

【継続的な家庭訪問などによる支援事例】

- ①ひきこもり期間５年の２０代の男性。高校中退をきっかけにひきこもる。
- ②インターネットで支援センターを知ったのをきっかけに母親が来所する。
- ③１か月経過後、本人からの希望により、家庭訪問を開始。
- ④１年間、隔週のペースで家庭訪問を行う。メールや電話による相談も並行して行う。
- ⑤やがて母親の車の送迎で相談に来所するようになり、さらに居場所スペースの利用も開始した。
- ⑥相談員からの勧めにより通信制高校で高校卒業資格を取得することを決意、その後は自力で来所するようになる。
- ⑦通信制高校卒業後、専門学校に入学。支援開始から６年後、就労した。

【本人・家族への専門家からのアドバイスなどによる支援事例】

- ①30代の男性。高校を卒業後、就業するが長続きせず職を転々とする。
- ②仕事を辞めた後に自宅にひきこもり、5年が経過する。
- ③家族から働くようプレッシャーをかけられると苛立ち、家庭内暴力がみられるようになり、母親が来所する。
- ④相談員から母親に本人へプレッシャーを与えないよう助言する。
- ⑤その後、家族の関わり方が変わることで苛立ちも収まり、やがて本人が来所した。
- ⑥本人との相談においては、最初は雑談などで関係づくりから始めていった。
- ⑦本人は緊張が高いタイプであったので、少しずつ人に慣れていくことが大切と考え、グループワークの導入を始める。
- ⑧興味・関心のあるプログラムから利用を開始、やがて様々なグループワークに参加できるようになり、外出する機会も増えていった。
- ⑨支援開始から3年後には、ボランティアに興味を示し、ボランティア養成講座を受講、その後の活動にも積極的に参加する。
- ⑩これらの活動によって自信が出てきて、対人緊張や不安が軽減したことにより、アルバイトを開始することができた。

【本人・家族への継続的な相談などによる支援事例】

- ①ひきこもり期間5年の20代の女性。初回のメール相談は自分に合う職業がわからないことを主訴とした内容であった。
- ②その後、メールによる相談を6回行う。その中では、支援センターへの来所を勧めるのではなく、本人の抱える不安などを受け止める内容の回答を行った。
- ③本人は他の支援機関でもメールによる相談を利用しており、他の支援機関の相談員から当支援センターに本人と母親で相談に行くことを勧められていた。
- ④初回の相談メール受付から2カ月後、本人と母親が来所。
- ⑤本人との面接相談を開始して3カ月後、グループワークへの参加を希望。同時に、母親も家族教室に参加し、本人への関わり方について考えるようになった。
- ⑥メール相談受付から4年後、相談員が本人の特性に合った就労の開始を本人と母親に提案した。母親が条件に合ったアルバイト先を探し、本人は不安ながらもアルバイトを始めた。
- ⑦本人のアルバイト先での就業は定着しているが、当支援センターでは、引き続き本人および母親との相談を継続している。これまでに本人とは65回、母親とは30回の面接相談を実施している。

【本人に「気づき」の機会を提供したことなどによる支援事例】

- ①40代の男性。大学を中退し、家からほとんど外出せず、20年近くひきこもる。
- ②親戚から支援センターへの相談を勧められたことをきっかけに、母親が来所する。
- ③相談員から母親に本人への関わり方、働きかけについて、就労できていないことを否定せず、本人の気持ちに共感するよう助言。
- ④家族の本人への関わり方が変わり、4ヵ月後、本人が来所した。
- ⑤本人の来所相談が始まり、1ヵ月後、居場所スペースの利用を提案、その後1年程度利用した。
- ⑥相談を継続する中で、本人の数学能力の高さから、相談員が家庭教師の仕事を提案、本人は中学・高校の教科内容などを見直し、家庭教師の準備をした。
- ⑦相談員の知り合いの学生や他の居場所スペース利用者に勉強を教えて、自信を持つようになり、相談員からの勧めで家庭教師派遣会社に登録。
- ⑧この間も本人と家族への支援は継続して行い、本人には、できていることにもっと着目するよう助言。
- ⑨本人の頑張りを認めながら支援し、相談開始から2年後に塾の講師になった。

7. おわりに

ひきこもりは、外部から見えづらく相談窓口への誘導が難しい。また、相談を受けた後も、本人を就労や社会参加につなぐまでに長い期間を要することが多く、家族への支援が必要となるなど、様々な関係機関による連携が必要で、支援センターによる支援のみでは人員や予算上の制約が大きい。このため、既存の社会資源をできる限り活用し、効果的、効率的な支援を実現していく必要がある。

今回、調査した5ヵ所の支援センターでは、①窓口誘導のための取組、②相談対応、③家族への支援、④本人への段階的な支援という4つの取組について一連の流れとして取り組んでいた。中でも、窓口誘導と本人への段階的な支援においては、広範囲にわたる支援ネットワークを構築し、相談員が適切な関係機関へ紹介していた。こうした連携体制の構築と相談員による関係機関のコーディネートや本人・家族への継続的な支援が相まって、効果的に事業を推進している。

なお、各支援センターが事業を進めるに当たって、課題と考えている主な事項は次のとおりである。

(1) 関係機関との連携の強化

ひきこもり状態にある本人のほぼ半数には、不登校歴があるため、高校（通信制を含む）、専門学校、大学での離学者や卒業者に対する継続的な支援について、教育関係機関、未成年者を専門とする支援機関などと十分な連携をとる必要がある。

また、本人は、親が亡くなった後、急速に生活が困窮する可能性があることなどから、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関とも連携を強化することが重要である。

(2) 本人への継続的な相談、段階的な支援の充実

ひきこもりにおける相談対応やグループワークのような段階的な支援の過程は、一般的に長期間にわたることが多い。このため、支援センターを中心とした専門的な支援の体制を確保しつつ、ひきこもりサポーター（注6）を含め、地域のボランティアなどインフォーマルな社会資源も活用しながら、効果的・効率的な支援体制を地域全体で形作っていくことが重要である。

(3) 送迎・同行による支援の推進

本人宅と居場所・グループワークなどを提供する施設間の送迎、買い物・喫茶店などへの外出の同行支援が、本人の継続的な来所や生活習慣の回復を促すのに有効である。ひきこもりサポーターなど、インフォーマルな社会資源を活用しつつ、ひきこもり対策の一環として位置付けていくことが必要である。

注6：厚生労働省では、平成25年度から本人や家族などに対する支援に関心のある者（ひきこもりの経験者を含む）を対象として、ひきこもりサポーター養成研修、派遣事業を実施している。今回の調査先においても、堺市センターなどで、ひきこもりの経験者やその親が支援をサポートしていた。

第3 ひきこもり地域支援センターの取組

I. あいちひきこもり地域支援センターの取組

1. あいちひきこもり地域支援センターの基本情報

愛知県は、平成19年4月から健康福祉部障害福祉課に「こころの健康推進室」を設置し、ひきこもりに関するアンケート調査を実施(16ページ《参考》参照)するなど、従来の精神保健、医療、福祉の施策に加え、ひきこもり対策にも注力している。

県精神保健福祉センターにおいても、同年10月からひきこもり「Eメール相談」を開始、平成22年4月に同センター内にひきこもり地域支援センター窓口を置き、以降、第一次の専門相談窓口として、あいちセンターの運営を開始した。

あいちセンターの基本情報は表I-1のとおりで、名古屋市域については、平成24年5月に開設された「名古屋市ひきこもり地域支援センター」が対応しており、あいちセンターは名古屋市域以外の地域を担当している。



「あいちセンターの相談窓口」

表I-1 あいちセンターの基本情報

(平成27年12月末現在)

名 称	あいちひきこもり地域支援センター
所在地	〒460-0001 名古屋市中区三の丸3-2-1 愛知県東大手庁舎8階
運 営	愛知県直営(県精神保健福祉センター)
電話の相談受付	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:30 (祝日を除く)
相談員	保健師3名、精神保健福祉相談員9名
担当地区	名古屋市を除く、愛知県域
電話番号	052-962-3088
E-Mail(相談用)	(要:ユーザー登録) https://www.aichi-pref-email.jp/top.html

(※愛知県精神保健福祉センターのホームページURLは【<http://www.pref.aichi.jp/seishin-c/>】)

2. 相談・支援の取組について

《 相談・支援の取組における特徴 》

1. 県精神保健福祉センターの専門職によるケース会議など、組織的な対応で専門性を活かした相談・支援を行う。
2. ひきこもり状態にある本人と家族に寄り添う居場所・家族のつどいに先駆的に取り組んでいる。

(1) 窓口誘導のための取組

愛知県では、平成8年度から県精神保健福祉センターで「ひきこもり親のつどい」の活動を開始するなど、先駆的にひきこもり対策に取り組んできた。県内の保健所には、「ひきこもり相談窓口」が設けられ、保健所での役割の一つに明確に位置づけられている。県精神保健福祉センターは技術支援などを行いながら、保健所・県精神保健福祉センター・県障害福祉課が一体となって「ひきこもり対策推進事業」を進めている。

表 I-2 あいちセンター設置の経緯

年度・年月	経 緯
平成6年頃～	ひきこもりに関する家族相談が目立ち始める
平成8・9年度	ひきこもり「親のつどい」「本人グループ」の活動開始
平成18年4月 7月	名古屋市で「アイ・メンタルスクール」(ひきこもり関連施設)の入寮者死亡事件発生 県内全保健所に「ひきこもり相談窓口」を設置
平成19年度	保健所に「こころの健康推進グループ」、 県庁障害福祉課に「こころの健康推進室」を設置
平成21年度	「ひきこもり対策推進事業」創設 「愛知県ひきこもり支援推進会議」設置
平成22年度	県精神保健福祉センター内にひきこもり地域支援 センター機能を併設

また、地域の関係機関と連携して支援を行っており、愛知県と名古屋市の精神保健福祉センターが共同で「ひきこもり支援関係団体連絡会議」を開催し、関係行政機関、ひきこもりを支援するNPO法人、社会福祉協議会などが活動報告や事例検討を行っている。また、各保健所には教育関係機関などを含む「地域継続支援ネットワーク会議」が設置され、市町村の教育委員会、高等学校、スクールカウンセラーなどと、地域若者サポートステーション、ひきこもりを支援するNPO法人、児童相談所、社会福祉協議会、民生委員などが構成員となり、教育関係機関と地域関係者の連携を図っている。

県民への周知方法として県障害福祉課では、作成した「ひきこもりパンフレット」を、包括協定（注1）を締結した県内のコンビニエンス・ストア（名古屋市を除く全355店舗）はじめ、図書館などに発送・配布し、あいちセンターと各保健所の相談窓口情報の周知を図っている。本人の利用が見込まれるコンビニの店頭などを媒介としたこの周知活動は平成23年度以降、毎年度、実施している。

さらに「ひきこもり支援関係団体ガイドマップあだーじょ（県内関係機関リスト）」を作成し、県精神保健福祉センターのホームページ上で提供するほか、同センター広報誌「精神保健福祉ジャーナル」においても、相談窓口などの情報を掲載している。

注1：自治体とコンビニエンスストアとの間で、地産地消、高齢者・障害者支援、青少年の健全育成など、地域振興や活性化のため幅広い取組について連携する協定を結んでいる。



「県障害福祉課作成の
ひきこもりパンフレット」

(2) 相談対応

ア 相談窓口体制

あいちセンターは、専用電話・Eメール・来所による相談のほか、本人の居場所、家族のつどいを同じ施設内で実施している。相談員として、県精神保健福祉センター所属の保健師3名、精神保健福祉相談員9名が、担当制で相談業務を行っている。

また、12カ所の県保健所では、健康支援課「こころの健康推進グループ」の担当職員が、各所3～7名の体制で電話・面接相談と訪問支援を行っている。

あいちセンターと保健所（名古屋市域を除く愛知県全域を所管）における相談受付件数の推移は、表Ⅰ-3のとおりである。



「あいちセンターの相談室」

表Ⅰ-3 あいちセンターと保健所の相談受付件数の推移

① あいちセンターの相談受付件数の推移

(単位: 件数、人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 上期
延べ相談受付件数	828	763	829	379
うち電話による相談	145	124	177	85
うち来所による相談	470	478	514	247
うちメールによる相談	165	123	102	37
うち家庭訪問相談など	48	38	36	10
来所相談者実数	73	69	83	73

② 保健所のひきこもり相談・訪問延べ件数(中核市保健所を含む)

(平成)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
電話・面接 相談	821	921	954	1,084	901	784	925	923
	487	381	329	310	263	280	243	259
訪問	124	172	118	101	133	110	116	81
	41	37	31	21	28	18	23	27
合計	945	1,093	1,072	1,185	1,034	894	1,041	1,004
	528	418	360	331	291	298	266	286

(※名古屋市域を除く、愛知県内15保健所における実績。単位: 件数、下段は実相談者数)

イ 相談時のアセスメント

新規の来所相談は、毎月、第3月・水曜日に実施をしている。特に精神疾患や発達障害が関係し、対人関係に困難を抱えるケースに力を入れて取り組んでいる。相談員

が初回相談（インテーク）をした後に、改めて相談員4名と精神科医1・2名による合議で様々な角度からアセスメントを行い、支援方針を決定する。

また、継続支援に当たっては、担当の相談員を含めた同様のケース会議を実施し、必要に応じ本人の状況変化を踏まえた方針の見直しを行っている。

ウ エメール相談について

県精神保健福祉センターでは、平成19年10月から「Eメール相談」を実施している。夜間よりも平日午後の受付が多く、表I-4のとおり、本人からの相談が6割弱と直接コンタ

クトできる可能性が高いことから、有効な相談方法と捉えている。

表 I-4 メール相談の相談者(実数)推移

(単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度上期	合 計
相談者実数	61	46	45	20	172
うち本人	35	28	24	13	100 (58.1%)

ホームページ上に「ひきこもり相談」と「メンタルヘルス相談」の2つのメール相談窓口を設置しており、ひきこもり相談については利用者がユーザー登録（IDとパスワードを発行）をして継続的に利用ができる。相談の回答は、「愛知県精神保健福祉士協会」に作成を委託しており、ケースごとに担当者を決めて対応している。作成された回答については、学識経験者が監修し、あいちセンターで回答内容を確認の上、本人へ送信する。このようなプロセスを踏むため、メールの受付から回答までに7～10日程度を要している。

メール相談では、本人の肉声・表情などによりその状態を確認できないため、以下のような点に留意しながら、精神疾患などに関する専門的な知識に基づく慎重かつ丁寧な対応を行っている。

メール相談における留意点

①	相談者の思いや気持ちを丁寧に受け止め、可能な限り寄り添う受容と共感
②	具体的な情報の提供を急がない
③	相談者と一緒に悩み、考え、模索する

(3) 家族への支援

あいちセンターでは、本人に変化がなくても家族には継続的な相談を勧め、抱える焦りや不安を話してもらうとともに、必要に応じて親子関係や本人へのコミュニケーションの取り方を見直してもらうなどの助言を行っている。

また、家族の孤立感・精神的負担の軽減と心理的安定・自信の回復を目的として、個別面接と並行して、家族支援（家族のつどい）に取り組んでいる。

「ひきこもりを考える親のつどい」は、平成8年に結成され、当初は医師が主体となったグループサイコセラピーであったが、平成24年度から参加者の自主性を尊重する懇談会形式に移行している。また、平成24年度から別に新グループとして「ひきこもりを考える家族グループ」を結成しており、両グループを合わせた開催状況は表I

ー5①のとおりである。

どちらのグループも、家族が「来てよかった」と思えるような受容的な雰囲気づくりを心がけている。

さらに、各保健所における家族教室などの実施状況は表Ⅰ－5②のとおりで、開催に当たっては、県精神保健福祉センターから講師を派遣するなどの支援を行っている。

表Ⅰ-5①「親のつどい」・「家族グループ」の実施状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 上期
開催回数	16	16	18	8
延べ参加者数	100	92	125	57
参加者実数	16	17	18	20

(単位: 回、人)

表Ⅰ-5② 保健所における家族教室などの実施状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開催回数	82	93	96
延べ参加者数	694	720	856
参加者実数	219	229	326

(※名古屋市域を除く、愛知県内15保健所、単位: 回、人)

(4) 本人への段階的な支援

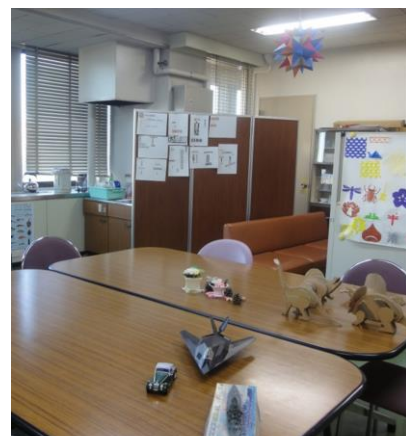
平成10年から、本人の居場所「東大手きぼうクラブ」を毎月2回(2時間30分)開催している。参加者がその時間を楽しんで過ごしてもらうことに主眼をおいて運営しており、小さな成功や喜びを共有し、自己肯定感を高められるような場としている。

2名の担当スタッフが付くものの、活動内容は本人からの自主的な提案を重視しており、プラモデル製作、習字、カードゲーム、パズル、折り紙細工、料理、散歩、軽スポーツ(卓球・ドッジボール)など多岐にわたっている。

あいちセンターで支援しているケースでは、精神疾患などが関係し



「東大手きぼうクラブの習字作品」



「東大手きぼうクラブのスペース」

ている本人が多く、本人が段階的に自立していくには、相当の時間を要している。そのため、グループの主たる目標として、就労などの経済的自立を掲げていない。

現在、「東大手きぼうクラブ」には12名が登録しており、実施状況は表Ⅰ－6のとおりである。

表Ⅰ-6 東大手きぼうクラブの実施状況

(単位: 人、%)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 上期
開催回数	24	24	24	12
延べ参加者数	104	77	127	88
実参加者数	7	6	10	11

3. 事業推進に関する課題

(1) 居場所スペースなどの施設の拡充

福祉サービスの対象とならない本人を対象とした居場所スペースや中間的就労などを提供する施設が少ないため、拡充する必要がある。

(2) 途切れのない支援

義務教育時の不登校支援が卒業後は継続されないこと、市町村の子ども・若者支援は年齢によって支援対象から外れるという問題があることや、就労支援を主とした施設では、本人の受入が難しい場合もあることなど、核となって支援を継続的に行う機関が限られており、支援の継続性に課題がある。

(3) ひきこもりの長期化、年長化への対策の必要性

ひきこもり期間が長いほど本人の年齢も高くなり、支援も困難になることが多い。本人の年長化に対応した支援、親亡き後の支援を視野に入れていく必要がある。

《 参 考 》

平成24年6～7月に、県障害福祉課が民間支援団体を通じて実施したひきこもりに関するアンケート調査では、ひきこもり状態にある本人167人について回答が得られており、その状況は表I-7のとおりであった。

表I-7 ひきこもりに関するアンケート調査

① 本人の性別内訳と年齢層分布

(単位:人、%)

当事者数	性別		10代	20代	30代	40代	50代	不明
	男性	女性						
167	124	42	8	76	53	18	9	3
占率(%)	(74.3)	(25.1)	(4.8)	(45.5)	(31.7)	(10.8)	(5.4)	(1.8)

(※性別の「回答なし」1人)

② ひきこもり開始時期と不登校歴の分布

(単位:人、%)

10代	20代	30代	40代	不明	不登校歴		
					有	無	不明
66	67	12	1	21	88	66	13
(39.5)	(40.1)	(7.2)	(0.6)	(12.6)	(52.7)	(39.5)	(7.8)

③ 就労経験と就労期間の分布

(単位:人、%)

本人数	就労経験			1年未満	2年未満	3年未満	3年以上	不明
	有	無	不明					
167	117	42	8	45	24	11	36	1
占率(%)	(70.1)	(25.1)	(4.8)	(38.5)	(20.5)	(9.4)	(30.8)	(0.8)

Ⅱ. 堺市ひきこもり地域支援センターの取組

1. 堺市ひきこもり地域支援センターの基本情報

堺市では、平成 18 年 4 月、政令市への移行に伴い「堺市こころの健康センター（精神保健福祉センター）」を開設している。その後、平成 23 年 1 月にひきこもり地域支援センター（児童期）を開設（NPO 法人に委託）した。同年 5 月には、こころの健康センター内に成人期窓口を開設、「ひきこもり専用相談電話」を設置し、第一次相談窓口として堺市センターの運営を開始した。

現在は、個別相談・診療のほか、グループワーク、家族教室・交流会の開催についても積極的に取り組んでいる。



「堺市センターの相談窓口」

表Ⅱ-1 堺市センターの基本情報

（平成27年12月末現在）

名 称	堺市こころの健康センター(堺市ひきこもり地域支援センター(成人期))
所在地	〒590-0808 堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1 堺市立健康福祉プラザ3階
運 営	堺市直営(健康福祉局 健康部 こころの健康センター)
相談受付	センター代表電話: 月～金曜日 9:00～17:30(祝日を除く) ひきこもり相談専用電話: 月～金曜日 10:00～12:00(祝日を除く)
相談員	臨床心理士4名、精神保健福祉士3名、保健師・看護師・精神科医各1名
担当地区	堺市
電話番号	072-245-9192(代表) / 072-241-0880(ひきこもり相談専用)

（※堺市センターのホームページURLは、

【<http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/kenko/hokencenter/kenkocenter/>】）

2. 相談・支援の取組について

《 相談・支援の取組における特徴 》

1. 堺市センターの精神科医を含む多職種の連携により総合的な相談・支援を行う。
2. グループワーク、家族教室・交流会の開催に独自の工夫を加えて、積極的に取り組んでいる。

（1）窓口誘導のための取組

ア 関係機関との連携など

堺市では、昭和 49 年から市内の保健センター（保健所）に精神保健福祉相談員の配置を始めた。現在では、8 ヶ所の保健センターに 19 名の精神保健福祉士が相談業務な

どに取り組んでおり、堺市センターと保健センターから相談員が帯同して家庭訪問することもある。

また、市内7つの区に障害者総合支援法に基づく基幹相談支援センターが置かれており、すでに統合失調症や発達障害の診断のあるひきこもり状態の本人を中心に支援を行っている。一方、初回相談（インテーク）で、明確に判断できない事例などは、堺市センターでの継続的な相談の対象とするなど、日常的な相談業務の中で緊密な連携をとっている。さらに、地域における支援ネットワーク構築のため「子ども若者支援地域協議会」を年2回、「同協議会実務者会議」を年4～5回、開催し、情報の共有化と連携の強化を図っている（構成機関は表Ⅱ-2のとおり）。

表Ⅱ-2 子ども若者支援地域協議会の構成機関

① 代表者会議 構成機関

分野	機関名など
学識	大阪府立大学 人間社会学部
	山陽学園大学 看護学部
教育	堺市教育委員会 学校教育部 生徒指導課
	大阪府教育センター 教育相談室
福祉	堺市発達障害者支援センター
	大阪府立子どもライフサポートセンター
	堺市生活福祉部
	堺市子ども相談所
	堺市子ども青少年育成部
保健・医療	堺市こころの健康センター
矯正・更生保護	大阪府警察本部 生活安全部 少年課
就労支援	さかいJOBステーション 堺市商工労働部
総合相談	堺市ユースサポートセンター (堺市子ども・若者総合相談センター) (堺市若者サポートステーション)

② 実務者会議 構成機関

分野	機関名など
教育	堺市教育委員会 教育センター
	大阪府教育センター 教育相談室
福祉	堺市発達障害者支援センター
	大阪府立子どもライフサポートセンター
	堺市 生活援護管理課
	堺市 子ども相談所 育成相談課 堺市 子ども家庭課
保健・医療	堺市こころの健康センター
矯正・更生保護	大阪府 堺少年サポートセンター
就労支援	さかいJOBステーション
	堺市 雇用推進課
総合相談	堺市ユースサポートセンター (堺市子ども・若者総合相談センター) (堺市若者サポートステーション)

「堺市ユースサポートセンター（ひきこもり地域支援センター：児童期）」、「すてっぷ堺（自立相談支援機関）」とは毎月、個別事例ケース検討会を実施しているほか、各保健センター職員などを対象とした「ひきこもり支援研修」を年2回程度実施しており、連携の基盤となる知識の共有に努めている。

広報媒体を活用した相談窓口への誘導策としては、「広報さかい」（毎月全戸配布）に窓口情報を掲載するほか、案内リーフレットやこころの健康センター機関誌「こころ さかい」（年2回発行）を区役所や図



「こころの健康センターの機関誌」



「専用相談電話の案内リーフレット」

書館などに配布している。

平成 26 年度に、堺市センターが受付をしたひきこもり相談のうち、受付経路（紹介元）を把握できた 952 件について、その分布をみると表Ⅱ－3 のとおりで、庁内連携が 276 件（29%）、うち保健センター 99 件（10%）、啓発物 146 件（15%）、庁外連携が 116 件（12%）の順となっている。

表Ⅱ－3 受付経路（紹介元）

（単位：件数）

庁内連携（%）	276 (29.0)	啓発物（%）	146 (15.3)
保健センター	99	インターネット(HP)	69
ひきこもり相談電話	53	広報さかい	40
生活支援課	27	リーフレットなど	37
こころの電話相談	27	知人の紹介（%）	38 (4.0)
その他の部署	70	その他（%）	376 (39.5)
庁外連携（%）	116 (12.2)	合 計	952 (100.0)
医療機関	26		
ユースサポートセンター	12		
ハローワーク	4		
その他関係機関	74		

イ 家庭訪問など

家庭訪問による支援については、アセスメントによって必要性を判断した上で、慎重に実施している。基本的な支援の方針は、家族と継続的に相談を重ねていく中で、本人の来所相談を目指しているため、堺市センター側から積極的に家庭訪問を提案することはない。ただし、以下の場合、訪問を実施する場合もある。

家族訪問実施の事例

①	精神疾患が関係するひきこもり状態の可能性が高いが、未受診あるいは治療中断の場合、危機介入として保健センターと連携の下、家庭訪問する。
②	家族との相談を継続する中、家族が家庭訪問について十分に事前準備・検討している場合（まず、家族から本人に繰り返し来所を勧め、あるいは相談員から本人宛に窓口への来所案内の手紙を渡しても拒否された場合、家族が家庭訪問の提案をして強い拒否でなければ、本人に日時を伝えた上で実施。）
③	本人に相談の意欲があるが、アクセスの問題から定期的な来所が困難な場合（基本的には近隣の行政機関などの相談室での面談を提案するが、本人が外出できない場合、家庭訪問を実施。）

（２）相談対応

ア 相談窓口体制

堺市センターは、「市立健康福祉プラザ」内に設置されており、個別相談のほか、グループワークも同じ施設内で実施している。同センターには、臨床心理士 4 名、精神保健福祉士 3 名、保健師・看護師・精神科医各 1 名が配置され、薬物依存、自死遺族相談と合わせてひきこもり相談に取り組んでいる。また、公的医療機関として、専門外来診療も提供しており、専門職が幅広い相談事例に対応している。

平成 24 年度以降の相談受付件数の推移は、保健センターをはじめとする関係機関との連携の下、表Ⅱ－4 のとおりとなっている。

表Ⅱ-4 堺市センターと保健センターの相談件数

① 堺市センターのひきこもり相談受付件数の推移

(単位: 件数、人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 上期
延べ相談受付件数	2,841	3,451	4,644	2,320
うち電話による相談	1,152	1,164	1,835	823
うち来所による相談	1,390	1,850	2,101	1,137
うちメールによる相談	91	198	348	190
うち家庭訪問相談など	208	239	360	170
来所相談者実数	149	177	213	179

② 保健センターの相談実績

(単位: 人、回)

	平成25年度	平成26年度
相談者数(実人員)	2,451	2,606
相談者数(延べ数)	37,277	36,893
医師による相談回数	530	454

(※相談者は、ひきこもりに限らない。)

※「延べ数」には、電話などによる匿名相談を含む。)

イ 相談時のアセスメント

初回相談（インテーク）については、必ず、問診票（本人・家族用）を使用し、複数の職種の相談員が面接している。家族からは本人の出生に始まる生育歴などを詳細に聴取する。全事例について、聴取した本人の状態や生育歴を「専門相談個別フェイスシート」にまとめ、これに基づき精神科医を含む多職種による受理会議を実施、支援方針を検討している。

個別相談では、精神疾患、発達障害などの疑いとともに、ひきこもり状態の中で本人の自己肯定感と親子関係が良好に保たれているかなどの状況判断が重要である。その上で、継続的に支援する事例は担当者制とし、必要に応じて心理検査や堺市センターの専門外来で精神科医による診察を行っている。また、本人の個別ニーズに合ったグループワークへの参加を勧めるとともに、毎週、「相談担当者会議」においてグループワークへの参加状況と本人の状態を確認しながら、毎月の「事例検討会」で支援方針の調整を行っている。

堺市センターの運営基本方針として、障害者手帳所持者など既存の社会資源を利用できる本人は他機関へつなぐ一方、背景が不明な事例は、相談受付後に精神疾患などの診断を受けた事例も含め、全て継続的な支援の対象としている。

(3) 家族への支援

家族だけの来所相談の場合、最初の段階で家族教室「基礎講座」の受講を勧め、その中でひきこもり状態が続く要因や本人への関わり方の原則を説明する。また、精神疾患及び発達障害の疑いがある場合、「医療講座」を勧め、本人の状態を相談員と同じ視点で評価できるよう、学習機会を提供する。

さらに継続する相談事例では、3回シリーズの本人との関わり方を考えるワークショップ（通称：「HINTs（ヒント）」）への参加を勧め、具体的に本人との会話の話題を家族で考えるなど、家庭内で実践をしてもらう。

これらを通じて、本人と家族間の会話が増えてきた段階で、家族から本人へ家族の来所相談の事実を伝え、相談員からの手紙を家族に託すなどにより窓口への誘導を行っている。

また、家族を孤立させず、本人を支援する方法を共に考えるため、家族教室及び交流会を表Ⅱ-5のように多彩なプログラムの下で開催している。

表Ⅱ-5 家族教室のプログラム例と開催状況

① 家族教室の主なプログラム例

「ひきこもりについて理解する講座」（臨床心理士）
「精神科の症状や発達障害について理解する講座」（精神科医）
「家計を見直しライフプランを考える講座」（ファイナンシャルプランナー）
「本人との関わり方を考えるワークショップ(3回シリーズ、「HINTs」(ヒント))」
「ひきこもり当事者の体験談」
「ひきこもりのご家族の体験談」

② 家族教室・交流会の開催状況

（単位：件数、人）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度 上期	
家族向け	教室	交流会	教室	交流会	教室	交流会	教室	交流会
実施回数	4	6	3	6	8	7	8	3
延べ参加者数	82	54	49	34	106	44	93	15

(4) 本人への段階的な支援

ア 居場所スペースへの来所・グループワーク

個別相談のため定期的に来所している本人を対象として、平成18年度からグループワークを開始した。当初は、毎月2回、調理やスポーツなどのプログラムを中心に実施し、本人からの提案を採用したり、居場所スペースの開放を行ったりしていた。しかし、参加メンバーの固定化・伸び悩みやプログラムの



「堺市センターのグループワーク・スペース」

企画で自発性を促すことが本人の負担ともなり得るため、現在は、担当スタッフが以下のような方針の下でプログラムを提案する形式としており、多彩なプログラムを提供している。

「サカイ式すべらないグループワーク」の方針

小人数の参加ニーズへの確に対応	本人達の平均的ニーズではなく、小人数の参加ニーズを担当スタッフが推定し、企画する。
「一期一会」方式の単発プログラム	常設とせずに単発プログラムを都度、相談者が個別相談を通じて本人の状況や興味の対象を踏まえ案内する。
安心して「すべれる」プログラム企画	あえて盛り上がらないプログラム、少人数向けのマニアックなテーマ及び冒険的な企画にも、担当スタッフが挑戦・実施する。
ピアサポーターの活用	ひきこもり経験を有するサポーターが自身の体験を活かして、プログラムを企画する。

現在、毎週2回程度、企画・実施しているプログラムは表Ⅱ-6のとおりで、多彩なプログラム構成となっている。本人の状況や興味の対象に即して、受け身形式の講座から本人同士が交流するプログラムなど、発展的に参加を促すことで、本人が無理なく力を取り戻せるよう支援している。平均的なニーズに焦点を当てるのではなく、一部のニーズを切り取ってプログラム開発し、小さな成功体験を数多く積み上げるようなグループワークの提供を目指している。

表Ⅱ-6 グループワーク(平成25・26年度)の開催状況

概 要	内 容	実施回数	述べ参加者数	平均参加者数
ボランティア体験	農業体験、緑化センターでのボランティアなど	13	91	7.0
就労準備	ハローワーク、若者サポステの見学・説明会など	11	78	7.1
話し方学習会	コミュニケーション訓練など	3	18	6.0
外出(見学)	新聞社の印刷工場、自転車博物館、観光スポットへの見学・訪問など	8	71	8.9
創作(手芸)	フェルト手芸、プラモデル製作、絵画教室、万華鏡・エコパックづくりなど	11	99	9.0
調理	ランチプレート、冷やし中華・パンケーキ、おにぎらずなど	14	140	10.0
スポーツ	バドミントン、ヨガ、卓球、ショートテニスなど	29	340	11.7
フリースペース	自由に過ごせる場所の開設	31	75	2.4
講座形式(就労以外)	帝国海軍の艦艇について、サッカー雑学講座など	14	139	9.9
女性限定	女性限定のプログラム	11	36	3.3
ピアサポーター企画	ピアサポーターが自身の経験に基づき企画	10	146	14.6
サポーター養成講座等	ピアサポーター養成講座や会議	26	170	6.5
その他(イベント)	映画上映会、カードゲーム、縁日、クリスマス会など	6	25	4.2
合 計		187	1,428	7.6

(単位:回数、人)

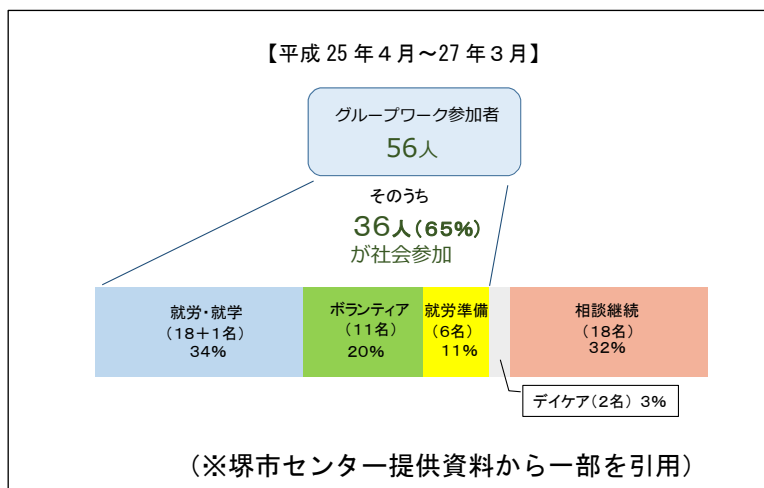
イ 就労や社会参加のための支援

堺市センターにおけるひきこもり相談・支援事業のゴールは、本人が社会的自立、社会との接点を取り戻すことにある。

平成 25 年 4 月から 27 年 3 月にグループワークへ参加した 56 人については、27 年 12 月末時点で、グラフⅡ－1 のとおり、うち 36 人が就業・就学やボランティア体験などの社会参加を果たしている。

経済的自立に向けては、表Ⅱ－7 の連携機関につなが必要があるが、本人に合った適切な機関を円滑に紹介できるケースは少ない。このため、堺市センターでは、場合によっては数年間にわたり、本人への継続的な相談・支援を丁寧に行っている。

グラフⅡ-1 グループワーク参加者の社会参加状況



表Ⅱ-7【主な連携機関】

堺市ユースサポートセンター（地域若者サポートステーション）、
ハローワーク、さかいJOBステーション（JOBカフェ）、
通信制高校、ボランティア活動受入NPO法人、
障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所
発達障害者支援センターなど

3. 事業推進に関する課題

ひきこもりの相談・支援において、早期発見、アウトリーチによる早期介入が、取組として注目されているが、現実には、たとえ本人が相談員と早く出会えたとしても、すぐに就労支援機関などを利用できる事例はほとんどない。結局、数年かけて緩やかな支援を進めていくことが必要となるため、個別相談を継続し、家族に対する教室の開催や本人向けのグループワークなどを提供できる体制づくりが、より重要となる。

Ⅲ. 兵庫ひきこもり相談支援センターの取組

1. 兵庫ひきこもり相談支援センターの基本情報

兵庫県では、平成 26 年 4 月に兵庫センターを開設した。同センターでは、保健・医療、福祉、教育、雇用など 30 の関係機関で構成する「ひょうごユースケアネット推進会議」のネットワークを活かし、「兵庫県立神出学園」（注 2）（以下「神出学園」という。）を中核として運営している。第一次的な相談窓口として、県内のひきこもり状態にある本人や家族からの相談を電話で受け付け、必要に応じて面接相談を行ったり、専門機関及び 5 ヶ所の地域ブランチなどにつないだりしている。神出学園は兵庫センター業務のコーディネーターとして、地域ブランチへの専門的アドバイス、家庭訪問支援要否の判断、困難事例における面接相談を行っている。さらに、心理専門職などが、ひきこもり支援のあり方などについて共通の認識を持って取り組めるよう、研修会・相談会などを企画・実施している。

注 2：平成 6 年 10 月に開設された全国唯一の公立の全寮制フリースクールで、入学対象者は中学校を卒業した兵庫県内に在住する 23 歳未満の男女となっている。高等学校などの在籍者でも入学は可能である。学園では、恵まれた自然環境を活かした青少年の進学・高校卒業資格取得・就労のための支援などのほか、個別相談、家族支援などにも取り組んでいる。

表Ⅲ-1 兵庫センターの基本情報

（平成 27 年 12 月末現在）

名 称		兵庫ひきこもり相談支援センター		
ほ っ と ら い ん 相 談	電話番号	078-977-7555		
	受付時間	月・火・水・金・土 10:00～12:00 13:00～16:00(年末年始・祝日を除く)		
	相談員	NPO法人などの専門家がシフトで常駐		
	実施主体	ユースケアネット推進会議（兵庫県 健康福祉部こども局 青少年課・公益財団法人 兵庫県青少年本部）		
地 域 ブ ラ ン チ	阪神	事業 受 託 法 人 名	特定非営利活動法人 情報センターISIS神戸	神戸市
	播磨		認定特定非営利活動法人 コムサロン21	姫路市
	但馬		特定非営利活動法人 コウノトリ豊岡・いのちのネットワーク	豊岡市
	丹波		特定非営利活動法人 結	篠山市
	淡路		特定非営利活動法人 ソーシャルデザインセンター淡路	南あわじ市

※兵庫県のほっとらいん相談ホームページURLは

[【https://web.pref.hyogo.lg.jp/ac12/ac12_000000034.html】](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ac12/ac12_000000034.html)

2. 相談・支援の取組について

《 相談・支援の取組における特徴 》

1. 公益財団法人兵庫県青少年本部（以下「青少年本部」という。）がほっとらいん相談において、第一次的な電話相談を受け付け、NPO法人が運営する県内 5 ヶ所の地域ブランチなどの関係機関と連携して支援を行う。
2. 神出学園が「ひょうごユースケアネット推進会議」のネットワークを活かしながら、ひきこもり支援をコーディネートする。

(1) 窓口誘導のための取組

兵庫県では、従来から、子ども・若者総合相談センターとして、青少年本部内でほっとらいん相談事業を行ってきたが、平成 26 年度からは、相談日を週 4 日から週 5 日に増やした。また、住民の身近なところで支援を受けられるよう、相談拠点として県内 5 ヲ所に地域ブランチを開設した。地域ブランチの運営は、NPO 法人に委託されており、官民連携のスキームとなっている。

さらに、地域ブランチでは、NPO 法人が県から事業を受託し、当該法人に所属する相談員が訪問相談、地域相談会及び地域支援ネットワークの構築などを行っている。

支援ネットワークとして、平成 22 年 4 月に設置した「ひょうごユースケアネット推進会議」を「兵庫ひきこもり相談支援センター連絡協議会」と位置付け、表Ⅲ-2 のとおり、各行政分野における 30 の関係機関で支援体制を構成している。この「連絡協議会」については、代表者会議を年 1 回、実務者会議（研修会）を年 4 回開催し、総合的なひきこもり支援の取組を進めている。

また、窓口への誘導策として、兵庫県ホームページ上に「ひょうごユースケアネット支援機関ナビ」のコーナーを設け、ひきこもり支援機関（県内 221 機関）をはじめ、多様なひきこもり支援に関する情報を提供している。

表Ⅲ-2「兵庫ひきこもり相談支援センター連絡協議会」の構成機関

教育	県立但馬やまびこの郷	福祉	県中央こども家庭センター	保健医療	県立こども病院
	心の教育総合センター		神戸市こども家庭センター		精神保健福祉センター
	県立神出学園		県立こどもの館		県立光風病院
	県立山の学校		県立清水が丘学園		県保健所長会
	県高等学校長協会		県立明石学園	矯正・更生保護	兵庫県警察本部生活安全部少年育成課
	県中学校長会		兵庫県民生委員児童委員連合会		神戸保護観察所
	県小学校長会		社会福祉法人あかりの家		神戸少年鑑別所
NPO	兵庫県社会福祉協議会ひょうごボランティアプラザ		兵庫県下福祉関係事務所長連絡協議会		兵庫県青少年補導センター連絡協議会
支援団体	ほっとねっと兵庫	雇用	兵庫労働局	研究	兵庫県こころのケアセンター
相談	兵庫県民総合相談センター		兵庫県産業労働部政策労働局しごと支援課		県立男女共同参画センター

(2) 相談対応

ア 相談窓口体制

ひきこもりを専門とした第一次相談窓口として、NPO 法人に所属する心理士などの専門家がシフト制で「ほっとらいん相談」窓口に着席している。電話相談 1 回当たりの平均所要時間は 25～30 分となっている。



「ほっとらいん相談の受電室の様子」

イ 相談時のアセスメント

電話相談時には、①本人の来所・面接の希望の有無、②安心して相談のできる窓口であること、③相談により現在の状態が確実に改善に向かうこと、これらを本人に確認、あるいは伝えることで、来所・面接につなげることを大切にしている。

また、本人がひきこもり状態になった原因を過去の出来事の中に探すことだけにとどまらず、そこから離脱する方法、明日からの生き方を探るという未来志向の対応を心がけている。ほっとらいん相談と地域ブランチの相談受付件数の推移は、表Ⅲ－３のとおりとなっている。

表Ⅲ－３ 相談受付件数の推移

(単位: 件数)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 上期
ほっとらいん相談		714 (3.7)	998 (5.2)	1,496 (6.2)	710 (5.8)
地域 ブランチ	電話相談	—	—	395	350
	来所相談	—	—	630	516
	訪問支援	—	—	107	87

(※平成24・25年度のほっとらいん相談は週4日、26・27年度は週5日、()内は一日当たりの件数)

平成26年度から27年度上期の間に受付をした、ほっとらいん相談の相談件数2,206件について、相談者の内訳と本人の年齢層分布をみると表Ⅲ－４のとおりとなっている。本人からの相談件数が1,465件と全体の66%を占めており、本人の年齢層では30歳代が35%と最も多く、さらに40歳代を超える年齢層が24%を占めている。

表Ⅲ－４ 相談者の内訳と本人の年齢層分布

(単位: 件数、%)

相談件数			10代	20代	30代	40代	50代	60～	不明
	本人	家族など							
2,206	1,465	741	333	539	777	479	38	20	20
占率 (%)	(66.4)	(33.6)	(15.1)	(24.5)	(35.2)	(21.7)	(1.7)	(0.9)	(0.9)

なお、面接相談が必要な場合は予約制で神出学園と地域ブランチにて実施しており、家庭訪問による支援が必要なケースについては、地域ブランチの相談員が行う。地域ブランチは各地域においてひきこもりなどに関する講演会を開催して情報提供をするとともに、地域相談会を実施している。

(3) 関係機関などへの紹介状況

受け付けた相談のうち他の関係機関への紹介割合は表Ⅲ－５のとおり、平成26年度19%、27年度上期は15%となっている。

表Ⅲ－５ 関係機関へのつなぎの状況

(単位: 件数、%)

	平成26年度	平成27年度 上期
延べ相談件数	1,496	710
ほっとらいん相談 で対応	1,207 (80.7)	604 (85.1)
他の関係機関など へ紹介	289 (19.3)	106 (14.9)

また、主な紹介先の関係機関は表Ⅲ－６のとおりである。

表Ⅲ-6 ほっとらいん相談からの主なつなぎ先関係機関

教育	県立神出学園(1日交流体験含む)、県立山の学校、県立但馬やまびこの郷、県立清水が丘学園 学校スクールカウンセラーなど
福祉	県立知的障害者更生相談所、市福祉事務所、神戸市あんしんすこやか係、県健康福祉事務所 県こども家庭センターなど
保健 医療	県精神保健福祉センター、県・市保健所、県立病院、西神戸医療センター 神戸市こころの健康センターなど
雇用	地域若者サポートステーション、ハローワーク、ジョブカフェひょうご、県立男女共同参画センターなど
支援 団体	5カ所の地域ブランチャ(運営NPO法人)、神戸オレンジの会、グローバル・シブスこうべなど

3. 支援推進に関する課題

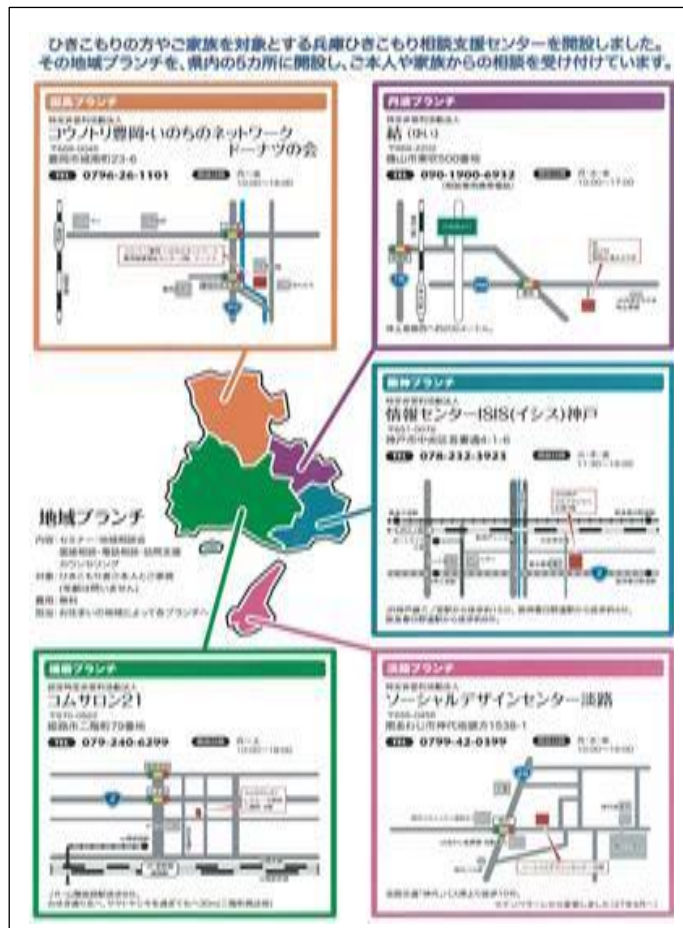
ひきこもりに関する支援は、本人や家族が安心して相談できる環境づくりが重要であり、対応する相談員には、豊富な知識と豊かな人間性が必要とされるが、現在、ほっとらいん相談、地域ブランチャとも、相談員・支援者などが不足している。

したがって、ひきこもり支援のさらなる充実のためには、支援に関する理解を広げるとともに、支援者の育成が急務となっている。

―地域ブランチャの取組紹介―

兵庫県では住民が身近なところで支援を受けられるよう、県内の5カ所に地域ブランチャを開設しており、公募で受託者を決定している。

本報告書では、このうち但馬ブランチャ（「特定非営利活動法人コウノトリ豊岡・いのちのネットワーク ドーナツの会」）と播磨ブランチャ（「認定特定非営利活動法人 コムサロン21」）の取組を紹介する。



「各地域ブランチャの紹介チラシ」

Ⅲ－１．但馬ランチについて

１．ランチの運営法人について

但馬ランチは「特定非営利活動法人コウノトリ豊岡・いのちのネットワークドーナツの会」（以下「ドーナツの会」という。）に運営を委託されている。コウノトリ豊岡・いのちのネットワークは、7つの市民活動団体が「全てのいのちが輝く地域社会を実現すること」を目的として結集し、ネットワークを組むことで平成23年6月に設立された。その中で、ひきこもり等支援プロジェクトを担うドーナツの会は、不登校問題に取り組んでいた教員OBを中心に同年11月に結成されたものである。

ドーナツの会は、平成24年3月に特定非営利活動法人として認証され、平成26年4月に兵庫ひきこもり相談支援センター但馬ランチ事業を受託している。ドーナツの会では、受託と同時期に豊岡市から「豊岡健康福祉センター」内のスペースを提供され事務所を移転、ひきこもり相談・居場所スポットのほか「交流お茶スポット」を新設し、本人・家族、支援者のみならず、地域住民が気軽に立ち寄れる場所を提供している。



「本人作成の案内板」

表Ⅲ-1-1 但馬ランチの基本情報

（平成27年12月末現在）

名 称	兵庫ひきこもり相談支援センター 但馬ランチ
所在地	〒668-0045 豊岡市城南町23-6
運 営	特定非営利活動法人 コウノトリ豊岡・いのちのネットワーク ドーナツの会
相談受付	月～金 10:00～16:00(祝日を除く)
相談員	ボランティア相談員による午前1名・午後2名のシフト体制
担当地区	豊岡市を中心に3市・2町で構成される但馬地域
電話番号	0796-26-1101
E-Mail	info@kounotori-inochinet.com

（※コウノトリ豊岡・いのちのネットワークのホームページURL【<http://www.kounotori-inochinet.com>】）

２．相談・支援の取組について

《 相談・支援の取組における特徴 》

1. 60～80代の教員、看護師、保健師などのOBをはじめとするボランティア相談員が支援を行う。
2. 来所相談・居場所スペースに加えて「交流お茶スポット」を設け、誰もが気軽にくつろげる空間を提供している。

(1) 窓口誘導のための取組

豊岡市では、平成25年3月に、ひきこもり問題に対して関係機関が相互に連携し、一体となって取り組み、支援するため、「豊岡市若者自立支援対策連絡会議」を表Ⅲ-1-2のとおり、設置している。これらの関係機関は概ね隔月で担当者会議を開催し、事例検討を通して支援に取り組み、また、研修会により関係機関職員のスキルアップを図っている。この取組の相談窓口は、豊岡市健康増進課に置かれ、保健師が窓口対応をしている。

表Ⅲ-1-2 豊岡市若者自立支援対策連絡会議の関係機関

豊岡市健康福祉部 健康増進課
豊岡市健康福祉部 社会福祉課
豊岡市障害者相談支援事業所
ドーナツの会
豊岡市教育委員会こども教育課 こども支援センター
豊岡健康福祉事務所 地域保健課
若者サポートステーション豊岡
ひょうご発達障害支援センタークローバー豊岡ランチ
但馬障害者就業・生活支援センター
生活支援センターほおずき

(2) 相談対応

ア 相談窓口体制

ドーナツの会には常勤雇用者はおらず、全員がボランティアで活動している。ボランティア登録者は、60～80歳代の教員、看護師、保健師などのOBをはじめとする会員30名（平成27年12月現在、男性3名、女性27名）で、その中から相談対応のシフトを組み、午前1名・午後2名の体制で窓口に常駐している。

イ 相談時のアセスメント

ボランティア相談員は、まず、本人・家族の悩みをよく聴き、解決策を一緒に考えるとの立場を取っているが、必要に応じて同じくボランティアの臨床心理士との個別相談を設けている。本人が一度でも来所し、グループワークに参加などすれば、相談員との関係づくりがしやすく、支援が継続するケースが多い。家庭訪問も行っており、本人・家族に居場所スペースへの来所やグループワークへの参加を促している。場合によっては、表Ⅲ-1-2の関係機関の職員らも帯同して訪問することもある。さらに、ランチの事業として、講演会を地域相談会と合わせて実施している。

支援については、毎月、相談員とスタッフを対象とした運営会議を開催し、個別事例の支援方針の検討や情報の共有化を行っている。相談受付件数は表Ⅲ-1-3のとおりで、本人・家族からの電話相談より関係機関との連携による来所相談が多い。

表Ⅲ-1-3 相談受付件数の推移 (単位: 件数、人)

	平成26年度	平成27年度 上期
相談受付件数	247	234
うち電話による相談	51	8
うち来所による相談	163	185
うち家庭訪問相談	4	22

(※「電話による相談」にはメールによる相談を含む。)

(3) 家族への支援

家族への支援に当たっては、親自身が元気になるよう配慮している。家族会として「親の会」を原則、月1回、開催し、家族間の交流、学習及び個別相談の機会を設けている。開催状況は表Ⅲ-1-4のとおりである。

表Ⅲ-1-4「親の会」の開催状況 (単位:回数、人)

	平成26年度	平成27年度 上期
開催回数	11	4
延べ参加者総数	61	19
実参加者数	12	8

(4) 本人への段階的な支援

居場所スペースはくつろげるよう、ほかのスペースと間仕切りされており、本人は手芸や手織り、スケッチに取り組むなど自由に過ごしている。当初は家族同伴で通ううちに、一人で「ただいま」と挨拶しながら通うようになった本人もいる。また、「若者の会」として、グループワークを年10回程度開催している。活動の内容としては、主にバーベキュー、そば打ち

(親の会との合同)などの調理・食事会とグランドゴルフや体操などの軽スポーツを、本人からの提案も採用しながら実施している。また、開催に当たっては、本人宛てに案内連絡状を、必ず、手紙を添えて郵送している。

表Ⅲ-1-5「若者の会」の開催状況 (単位:回数、人)

	平成26年度	平成27年度 上期
開催回数	11	3
延べ参加者総数	25	16
実参加者数	8	11

経済的自立に向けては、地域若者サポートステーションとハローワークにつなぐことが多い。居場所スペースやグループワークへの参加を通じて、本人の状況変化を観察し、経済的自立に向け背中を押すべきタイミングを見極める必要がある。本人の背中を押しながら、新しい環境に合わなければ、いつでも戻れる場所を提供することが大切と考えている。



「居場所スポットの様子」

3. 支援推進に関する課題

(1) 地域における周知・啓発活動について

市民によるひきこもり支援という大きな特徴をもち、着実に実績を上げているが、発足からまだ5年で、なお地域において活動の周知・啓発を積極的に推進する必要がある。また、団体発足の経緯から収入面の大部分を賛助企業・団体、市民からの寄付に頼っており、事業費、パンフレット作成や講演会開催などについて財政的な制約がある。

(2) 教育関係者との連携

ドーナツの会は教員OBが多く、自らの経験に基づき、不登校歴を有する生徒に対する学校関係者からのアフターケアの必要性を指摘する声がある。ひきこもり状態にある本人に不登校経験者が多いことを鑑みれば、不登校生徒の卒業後少なくとも1年程度は、元担任教諭が就業（進学後の）状況をケアし、卒業後のひきこもり防止や支援関係機関への早期の紹介につなげることが必要である。

(3) 中間的就労を提供する場の不足

就労支援においては、本人に適した段階的な中間的就労の受け入れ先を十分に開発・確保できていないことが課題となっている。

(4) 送迎による支援

本人宅と居場所スペースやグループワーク・仕事体験を行う施設などの間の送迎支援が、本人の継続的な来所を促すのに有効で、また、送迎中の車内でのさりげない会話が本人との関係づくりに役立つことから、支援事業の一環として実施していく必要がある。

Ⅲ－２．播磨ランチについて

１．ランチの運営法人について

播磨ランチは「認定特定非営利活動法人コムサロン 21」（以下「コムサロン 21」という。）に運営を委託されている。コムサロン 21 は、平成 12 年 1 月に特定非営利活動法人として認証され、その後、兵庫県から「生きがいしごとサポートセンター（無料職業紹介所）」、厚生労働省から地域若者サポートステーションの事業をそれぞれ受託している。

また、法人所在地の姫路市とは、若年者等就労支援事業として無業者向けのボランティア体験や中間的就労などのジョブトレーニングに注力している。

平成 26 年 4 月に兵庫県から、ひきこもり相談支援センター播磨ランチ事業を受託し、ひきこもり相談から日常生活・社会的自立、さらには経済的自立のための支援と、入口から出口までの支援をワンストップで取り組んでいる。

表Ⅲ-2-1 コムサロン 21 の沿革

年 月	沿 革
平成3年9月	発足
平成12年1月	特定非営利活動法人として認証される
平成16年6月	生きがい仕事サポートセンター播磨西事業を兵庫県より受託
平成19年4月	地域若者サポートステーション事業を厚生労働省より受託
	姫路市提案型協働事業の受託開始
平成25年9月	「認定」特定非営利活動法人として認定される
平成26年4月	兵庫ひきこもり相談支援センター播磨ランチの受託

表Ⅲ-2-2 播磨ランチの基本情報

（平成27年12月末現在）

名称	兵庫ひきこもり相談支援センター播磨ランチ
所在地	〒670-0922 姫路市二階町79番地 レウルーラ姫路二階町
運 営	認定特定非営利活動法人 コムサロン21
相談受付	月～土曜日 10:00～18:00（祝日を除く）
相談員	相談員4名・就労支援員2名（共に兼務）
担当地区	姫路市を中心に13市・9町で構成される播磨地域
電話番号	079-240-6299
E-Mail	hikikomori@com21.or.jp

（※コムサロン 21 のホームページURLは【<http://www.com21.or.jp>】）

２．相談・支援の取組について

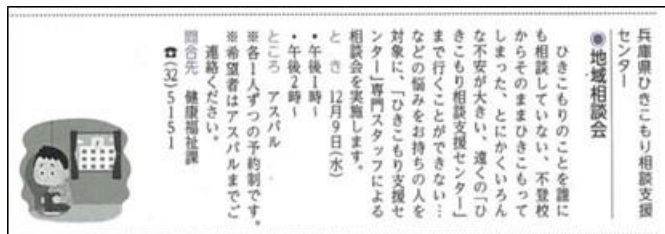
《 相談・支援の取組における特徴 》

1. 国・県・市の各レベルの行政と連携しながら、ひきこもりの相談受付から経済的自立に向けての支援と、入口から出口までの支援をワンストップで行う。
2. ひきこもり状態にある本人への段階的な支援では、地域の社会資源を活用して、社会参加・ボランティア体験の機会を提供している。

(1) 窓口誘導のための取組

播磨ブランチは、姫路市を中心とする播磨地域の13市・9町の広域を担当している。姫路市とは、行政担当者連絡会議、姫路若者自立支援ネットワーク会議を開催しており、その他の自治体とも、ひきこもり相談支援連絡会、精神保健福祉連絡協議会実務者連絡会及び共同でケース会議・研修会などを実施し、地域のネットワークを活かして、支援を進めている。

講演会、地域（出張）相談会についても各市・町の担当課などと緊密に連携し、表Ⅲ-2-3のとおり、開催している。



表Ⅲ-2-3 講演会・相談会の開催状況 (単位:回数、件数)

		平成26年度	平成27年度 上期
講演会	開催回数	5	2
	延べ参加者総数	248	175
相談会	開催回数	16	3
	延べ相談件数	36	11

(※「相談会」は地域相談会・出張相談会)

(2) 相談時のアセスメント

ア 相談窓口体制

複数のNPO法人が入居するビルの4階フロアを借用し、ひきこもり相談のほか、居場所スペースや「ひめじ若者サポートステーション」の施設として活用している。相談窓口では4名の相談員と2名の就労支援員が対応している。

イ 相談時のアセスメント

本人との相談では、現在の生活状況や体調、これまでの職歴・ひきこもり歴などを丁寧に聴き取りながらアセスメントし、本人に就労意欲のみられる場合は、自立に向けたメンタル面からの動機付けを行い、今後3ヵ月間前後の目標や行動計画について一緒に考える。すぐに一般就労が難しい本人には、生活習慣改善や社会参加体験のため、「ひめじ若者サポートステーション」でのジョブトレーニングを通じたキャリア形成を行う。ジョブトレーニングでは、地域の自治会や企業と連携して、清掃、イベント会場設営、駐車場整備、車両清掃、チラシ封入など様々なプログラムを提供している。相談受付件数は、表Ⅲ-2-4のとおりである。

表Ⅲ-2-4 相談受付件数 (単位:件数)

	平成26年度	平成27年度 上期
相談受付件数	380	254
うち電話による相談	167	118
うち来所による相談	97	73
うち訪問相談など	116	63

(※「訪問相談」は、主に地域での個別相談会への参加者数)

(3) 家族への支援

家族との相談では、本人の現状やひきこもりのきっかけ・経緯などから、家族関係の改善が必要と判断される場合に、本人との関わり方などについて助言をしている。また「アンシン親向け知恵袋」という親の会を毎月第3土曜日に開催しており、次のルールの下で、親が互いの悩みを語り合うことで気づきやひきこもりについて学ぶ機会を得ている。

親の会のルール

①	『言いつばなし、聞きつばなし』のルール
②	『ここで話したことは、ここだけの話とする』のルール
③	ニート・ひきこもりから脱出した人は、次の人のために情報を共有する 『情報つなぎ』のルール

(4) 本人への段階的な支援

本人は、フロアにあるオープンスペースを居場所スペースとして使用しており、継続的な相談の中で対人関係を築く力や生活習慣を取り戻してきた場合、その状況を踏まえつつ「ひめじ若者サポートステーション」に紹介し、社会的自立などの次の段階に向けて支援を行う。「ひめじ若者サポートステーション」に紹介できた、ひきこもり本人数は平成26年度13名、27年度上期は9名となっている。

コムサロン21が提供する段階的な支援プログラムの事例としては、法人機関紙の発送などの軽作業のほか、自治会と連携し、盆踊り・ウォークラリーなどの地域イベントの運営サポート、あるいは姫路城周辺の清掃や観光客のおもてなし、「姫路おでん」の販売・PR活動などが挙げられる。いずれも地域資源を活用しながら、本人への社会参加・ボランティア体験の機会と地域活動の担い手の提供という2つの課題を同時に解決するものである。



「オープンスペースの居場所」



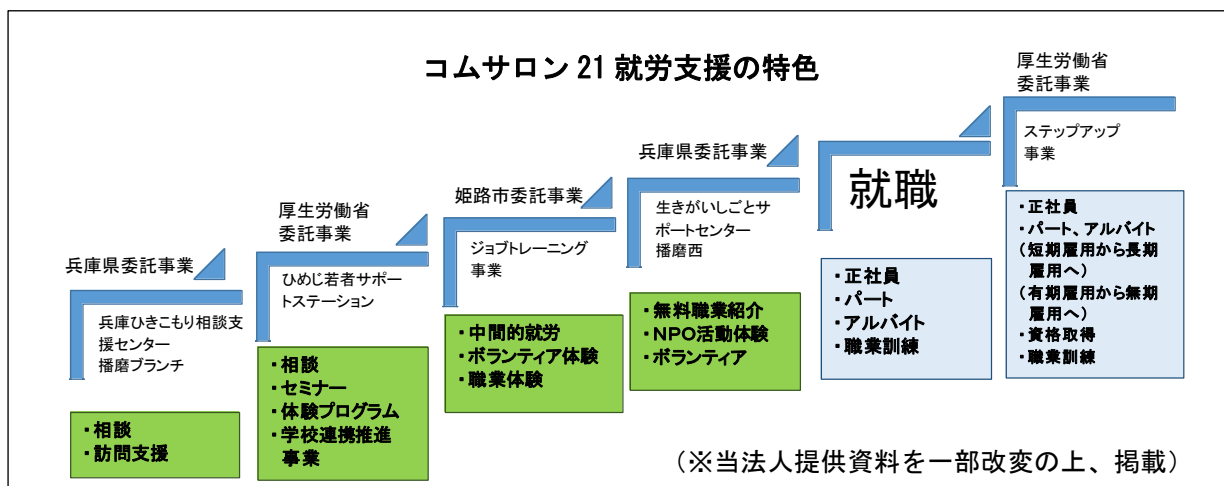
「機関紙発送作業と姫路おでん販売の様子」



また、コムサロン21は、平成25年9月に認定特定非営利活動法人の認定（注3）を受けており、法人の会員企業は約150社（平成27年12月末現在）あり、このうち20社前後から本人の就労体験などの受入先として協力を得ている。

さらに、兵庫県から事業委託されている「生きがいしごとサポートセンター播磨西（無料職業紹介所）」を介して中間的就労などの斡旋に取り組んでいる。

注3：NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために税制上の優遇措置として設けられた制度で、広く市民からの支援を受けているかどうか判断するためのパブリック・サポート・テストに関する基準などをクリアする必要がある。



3. 事業推進に関する課題

（1）家庭訪問支援について

播磨ブランチでは、姫路市を中心とする播磨地域の13市・9町という広域を担当しているため、地域での個別相談会の開催に積極的に取り組んでいるものの、個々の本人・家族への家庭訪問まで支援が行き届いていない。

（2）自治体との連携事業の継続

今後とも自治体との連携事業を安定的に継続・実施できる体制や活動資金の確保が必要である。

IV. 広島ひきこもり相談支援センター（西部センター）の取組

1. 広島ひきこもり相談支援センター（西部センター）の基本情報

広島市では、平成22年1月に広島市ひきこもり相談支援センターを開設し、「特定非営利活動法人 青少年交流・自立・支援センターCROSS」（以下「CROSS」という。）に運営を委託している。

CROSSは、理事長が親としての自身の経験から、ひきこもり状態にある本人の居場所づくりに取り組んだことをきっかけとして設立された。平成14年に公民館の一室から居場所づくりを始め、平成15年4月に小さな一戸建てを借り、常設の居場所スペース運営を本格的に開始、平成16年7月に特定非営利活動法人として認証されている。その後、平成21年12月、現所在地の3階建て一軒家に移転後、平成22年1月に広島市より支援センター事業を受託、平成24年9月以降は、県と市が連携しつつ、広島センターとして県西部地域を担当している。



「一軒家を広島センターとして活用」

表IV-1 広島センターの基本情報

（平成27年12月末現在）

名 称	広島ひきこもり相談支援センター（西部センター）
所在地	〒733-0002 広島市西区楠木町1-8-11
運 営	特定非営利活動法人 青少年交流・自立・支援センター CROSS
相談受付	月・水・木・金・土 9:00～18:00（祝日、年末年始を除く）
相談員	相談員7名（親ピア相談員等4名と臨床心理士3名）のうち2名のシフト体制
担当地区	広島市（安芸区を除く）、大竹市、廿日市市
電話番号	082-942-3161
E-Mail	soudan@gg.pref.hiroshima.jp

（※CROSSのホームページURLは【<http://cross-hiroshima.com/index.php/center>】）

2. 相談・支援の取組について

《 相談・支援の取組における特徴 》

1. 親しみやすい一軒家を広島センターとして使用し、親ピア相談員（注4）と臨床心理士が連携して本人・家族の立場に基づいた相談を行う。
2. CROSSが運営する広島センター内の居場所スペースと近隣にある地域活動支援センターⅢ型事業所を活用し、本人への段階的な支援を行う。

注4：ひきこもり状態にある子をもった経験のある相談員

(1) 窓口誘導のための取組

ア 関係機関との連携など

平成22年1月に広島市ひきこもり相談支援センター（以下「広島市センター」という。）が開設された後、平成24年9月、広島県において同様の施設を開設するに当たり、二重行政となることを避けるため、県が新たに設置する2カ所の支援センターと既存の広島市センターの計3カ所を「広島ひきこもり相談支援センター」との名称の下、地域の人口構成などを踏まえて下表のとおり一本化している。

県と市の合意による連携*の下で、広島市センターは西部センターとして、広島市を含む県西部地域を担当し、県と市が相互に協力して周知活動をはじめ、その運営を行う体制となった。

（*広島県と広島市が、各地区の人口構成比で支援センターの運営費用を按分して負担している。）

広島ひきこもり相談支援センターの県内3拠点

	西部センター	中部・北部センター	東部センター
所在地	広島市西区楠木町 1-8-11	広島市安芸区中野東 4-5-25	三原市小泉町 4245
運営	特定非営利活動法人 青少年交流・自立・支援 センター CROSS	一般社団法人 広島県精 神保健福祉協会	特定医療法人仁康会 小泉病院

運営に当たって毎年、県と市が連携して連絡協議会を開催しており、主な参加関係機関は表Ⅳ-2のとおりである。本人・家族からの相談内容に応じて、適切な支援ができるよう、広島県、広島市の精神保健福祉センター、くらしサポートセンター（自立相談支援機関で市社会福祉協議会が受託）、発達障害者支援センターなどと連携をとっている。

表Ⅳ-2 連絡協議会への主な参加関係機関

広島市 経済観光局雇用推進課	大竹市 福祉課
青少年総合相談センター	廿日市市 健康推進課
精神保健福祉センター	広島県 西部保健所保健課
発達障害者支援センター	(オブザーバー)
くらしサポートセンター(社協)	広島県 健康福祉局健康対策課
広島地域若者サポートステーション	広島市 健康福祉局精神保健福祉課

広報媒体による窓口への誘導策としては、広島県、市及びCROSSのホームページ上での広報が中心で、メールによる相談受付も可能である。

イ 家庭訪問など

本人が来所できない場合、家庭訪問は有効な支援であるが、事前に親子のコミュニケーション関係の状況を見極める必要がある。親子関係に問題があるようなケースでは、相談員も本人との信頼関係を構築できないことが多いため、原則、実施しない。また、精神疾患が想定される場合、親から医療機関へ家庭訪問の可否を相談してもらっている。

さらに、本人のニーズに応えるため、買い物、喫茶店などへの外出、公共の交通機関を利用する練習、初めての医療機関の受診の同行などの支援をすることも多い。

ピアサポーター（自身もひきこもり状態を経験したことのあるサポーター）と共に訪問するケースもあり、同年齢層で趣味・話題の合う本人の場合には、早期に信頼関係を築けるなどのメリットがある。

（２）相談対応

ア 相談窓口体制

３階建ての一軒家を借用し、１・３階を広島センターの施設としている。１階の和室（畳部屋）を来所相談スペース、３階を電話相談と予備の来所相談スペースとし、２階はＣＲＯＳＳが運営する居場所スペースとなっている。

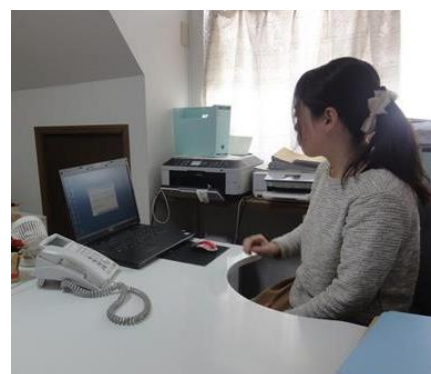
相談窓口については、親ピア相談員など４名と心理専門職の臨床心理士３名が、連携して２名のシフト制で本人・家族の立場からの相談・支援を行っている。



「来所相談スペース（１階）」



「ＮＰＯ運営の居場所スペース（２階）」



「電話・予備来所相談スペース（３階）」

イ 相談時のアセスメント

相談者との初回相談（インテーク）は極めて重要な機会と位置付けており、ＣＲＯＳＳ理事長が必ず、支援センター所定のインテークカルテに基づきアセスメントを行っている。本人・家族の状況を判断し必要な専門機関を紹介し、継続的な相談が必要な場合は、事例ごとに個性や年齢などを勘案し、担当の相談員を決めている。

本人との連絡は原則、電話を使用するが、パソコンや業務用携帯電話のメールで行うケースもある。本人の中には電話が苦手な者も多く、メールの方が自分の気持ちを伝えやすい場合がある。また、体調が不安定な状態にある本人の場合、来所相談ができなくなった時、代わりのメール連絡が助けになることも多い。

なお、ひきこもりの状態は、精神疾患や発達障害との関係を注意する必要があるが、本人や家族のコミュニケーション能力、親の精神状態及びその結果としての親子コミュニケーション関係の歪みが、その要因の一つとなるケースが多いと捉えている。

ひきこもり状態が続いた結果、精神疾患や発達障害のような症状の出てくることがあるため、拙速に判断せず、悩みに寄り添う支援を基本としながら対応方針を決めている。特に若年齢層の本人に対しては、小さな成功体験を積み上げることで劇的に改善するケースがあり、実際、精神疾患や発達障害を疑っていた本人が、社会参加した

後、何年かぶりに再会すると対人関係を築く力をすっかり取り戻していたこともある。このような経験から、ひきこもり状態にある本人の状況判断は慎重にするべきと考えている。一方で、統合失調症など、治療の必要性があると思われる場合は、早期に医療機関に相談に行くように勧めている。

また、本人・家族が疾患や障害を受容できないケースでかつ緊急対応を要しないと判断した場合には、障害への理解を支援しながら本人・家族がそれを理解し受け入れるまで待つことを大切にしている。

継続的な支援では、毎月の全相談員参加の定例会議と随時開催の臨時会議により、支援方針の決定や見直しを行っている。さらに、外部関係機関とケース会議を開催することもある。

なお、相談受付件数の推移は表Ⅳ－３のとおりで、平成 26 年度の相談者実数 268 人のうち半数が 20 歳代であった。

表Ⅳ－３ 相談受付件数の推移と年齢層分布

① 相談受付件数の推移

(単位: 件数、人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 上期
延べ相談受付件数	2,438	3,197	3,571	2,772
うち電話による相談	537	849	885	864
うち来所による相談	1,398	1,217	1,148	637
うちメールによる相談	142	733	1,266	1,007
うち訪問相談など	361	398	272	264
来所・訪問相談者実数	(N.A.)	(N.A.)	268	(N.A.)

(※「来所・訪問相談者実数」は、来所と訪問の両方で支援している場合は、1ケースとしてカウント)

② 本人の年齢層分布

(単位: 人、%)

相談者実数	10代	20代	30代	40代～
268	30	135	65	38
占率(%)	(11.2)	(50.4)	(24.2)	(14.2)

(3) 家族への支援

家族への支援は、親子のコミュニケーション関係における課題整理と親の対応の仕方の改善に向けての個別相談を中心としている。親が過度にプレッシャーをかけないようにするなど、関わり方を変えることで改善するケースも多い。

また、親の精神状態が不安定なために、家族が本来、持っているはずの本人の対人関係を築く力を回復させる機能がうまく働かないケースも多く、家族の苦悩を理解し支えることが重要と考えている。親との共感という側面からは、自分の子どものひきこもり

状態を経験した親ピア相談員からの支援は、大変有効である。本人と向かい合うことを避けず、希望を持ち続けるためには、家族の苦悩を慰め、努力を認め、そして伴走者として支援を継続することが大切と考えている。

家族へのそのほかの支援活動としては、「親の会」「父親の会」を表Ⅳ－４のとおり、不定期で開催しており、参加者のうち希望者について、適性を見極めた上で、相談者への支援、親の会での補助など、親ピアサポーターの活動をお願いしている。

表Ⅳ－４「親の会」、「父親の会」の開催状況

(単位:回数、人)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 上期
家族	開催回数	6	10	1	2
	延べ参加者数	36	48	12	8
	実参加者数	7	8	12	5

(4) 本人への段階的な支援

ア 居場所スペースへの来所・グループワーク

CROSSの事業である居場所スペースの利用は有料で、スタッフとして臨床心理士2名が常駐している。居場所スペースを利用する本人・家族に対しては、原則として、担当臨床心理士によるカウンセリングを定期的に(月1～2回)行い、対人不安の克服や親子関係の調整に取り組んでいる。これらの支援は、担当制で同じ担当者が継続して、個別相談や同行支援などを行う。

グループワークでは、室内でのグループミーティング、絵画、ゲーム、各種イベント(鍋会、クリスマス会)のほか、屋外でのバーベキュー、軽スポーツ、海水浴などを実施し、サッカー部も結成されている。



「毎週、河川敷で練習をするサッカー部」

平成22年10月、CROSSでは、社会体験や就労訓練を提供するため、地域活動支援センターⅢ型(注5)

の事業所「Cross Road」を開設した。本人の状況によって、広島センターの近隣にある民間ビル内の事業所を利用し、体調に合わせて時間や作業内容を選ぶことができる。具体的な



「内職的作業をする事業所の様子」

作業としては、昼食づくりの手伝いなどの生活訓練のほか、アクセサリーなどの雑貨製作や化粧品サンプルの台紙貼り・封入などの内職的作業、神社・寺の清掃などを有給の中間的就労として提供している。

注5：障害者総合支援法に基づく事業で、地域の障害者のための通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られていることが必要。一日当たりの実利用人員が概ね10名以上でなければならない。

地域活動支援センターⅢ型 Cross Road

活動日時	月～金曜日 10:00～15:00 (12:00～13:00 休憩) ※作業後16:00まで、居場所スペースとして過ごすことが可能
提供する主な作業	・内職的作業(手芸、石鹸・樹脂加工のアクセサリーづくり、化粧品サンプルの台紙貼り、封入など) ・請負仕事(神社・寺院の清掃、庭の整備など) ※対人コミュニケーションの苦手な本人は別室での作業も可能

イ 就労や社会参加のための支援

本人の状況に応じた受容的な支援が必要であるが、対人不安やコミュニケーション関係づくりに課題を有する若年層には、社会参加を通じて自信を持てるよう背中を押し、一般就労が可能と思える本人には、最終的に「広島地域若者サポートステーション」、「広島わかものハローワーク」などの就労支援機関を紹介している。

3. 事業推進に関する課題

(1) 段階的な支援の場の充実

相談の次段階の支援の場となる、日常生活・社会的自立のための居場所スペースへの来所、グループワーク及びボランティア体験や就労訓練などを提供する場所が不足しているため、充実させる必要がある。

(2) 相談員の確保

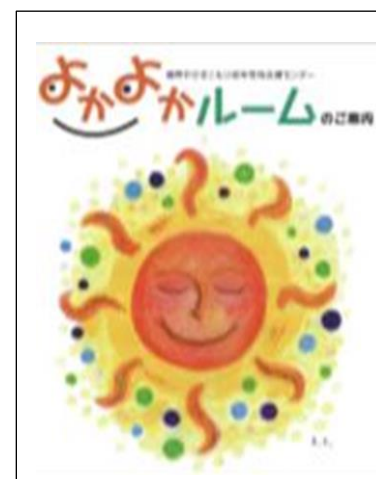
ひきこもり相談員には、本人との年齢や相性の兼ね合いが生じるため、豊富な相談員体制が必要である。新しく臨床心理士などの専門家の採用を試みているが確保が難しい。また、親ピア相談員の高齢化に伴い後継者の育成も急がれる。

V. 福岡市ひきこもり成年地域支援センターの取組

1. 福岡市ひきこもり成年地域支援センターの基本情報

福岡市では、平成 22 年 10 月に福岡市センターを開設し、「特定非営利活動法人 JACFA（ジャクファ）」（以下、「JACFA」という。）に運営を委託している。

JACFAは、国際交流などを通じた青少年の健全育成活動を目的として、昭和 43 年 5 月に設立された。その後、不登校やひきこもりの増加を受けて、これらの支援活動に取り組むようになり、平成 13 年 6 月に特定非営利活動法人として認証されている。平成 21 年度には、福岡市精神保健福祉センターとの「共働事業」としてひきこもり実態調査を実施、平成 22 年 10 月から福岡市センター、平成 25 年度から「福岡、筑後若者サポートステーション」事業を各々受託するなど、行政と連携して支援活動に取り組んでいる。現在、運営を受託している福岡市センターは、公募された「よかよかルーム」との愛称で呼ばれている。



「福岡市センターのパフレット」

表 V-1 福岡市センターの基本情報

（平成27年12月末現在）

名 称	福岡市ひきこもり成年地域支援センター（愛称「よかよかルーム」）
所在地	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ3階
運 営	特定非営利活動法人 JACFA（ジャクファ）
相談受付	月～金 10:00～17:00（祝日を除く）
相談員	常駐相談員2名
担当地区	福岡市
電話番号	092-716-3344

（※福岡市センターのホームページURLは【<http://yokayoka-room.net/>】）

2. 相談・支援の取組について

《 相談・支援の取組における特徴 》

1. 相談窓口と居場所スペース（愛称「とろっこ」）が、事業を主管する福岡市精神保健福祉センターと同じフロア・コーナーに設けられ、緊密に連携して支援を行っている。
2. 毎週火・木曜日と第2水曜日にグループワーク（「STUDIOUS*」）を実施して交流の場を積極的に提供し、その活動状況をブログと活動通信誌により発信している。（*生き生きとして熱中している幸せな状態のこと）

(1) 窓口誘導のための取組

ア 関係機関との連携など

地域における支援ネットワークとしては、「ひきこもり支援者ネットワーク会議」を構成する関係機関を中心に構築している。会議は年2～3回、開催しており、主な構成機関は表V-2のとおりで、同じくJACFAが受託する「福岡若者サポートステーション」をはじめ、各機関と緊密な連携を取っている。

表V-2「ひきこもり支援者ネットワーク会議」の主な構成機関

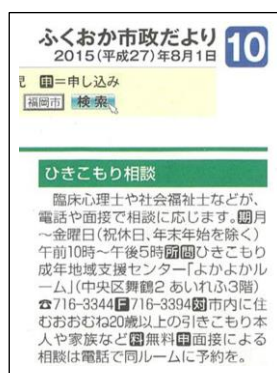
支援者団体	家族会、NPO法人
思春期支援機関	児童相談所
就労支援関係	地域若者サポートステーション、ハローワーク 障害者就労支援センター、就労支援事業所
医療・教育	ひきこもり診療医療機関、大学関係者
精神障害者関係 発達障害者支援	地域活動支援センター、心身障害福祉センター 発達障害者支援センター
行政相談窓口	区健康課、精神保健福祉センター、 社会福祉協議会
県内ひきこもり 地域支援センター	県ひきこもり地域支援センター、 市ひきこもり地域支援センター(児童期)「ワンド」

広報媒体による窓口への誘導策としては、「ふくおか市政だより」に月1回、窓口情報を掲載するほか、JACFAのホームページ上で活動ブログを週2回以上更新、また、活動情報誌「STUDIOUS 通信」を年2～3回、本人と共同で作成・発行するなどの情報発信を行っている。

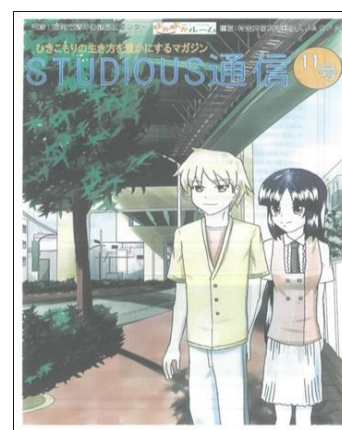
イ 家庭訪問など

本人が自室から出られないなど、家庭訪問による支援の必要がある場合は、事前に家族と相談し十分な情報を収集した上で、本人の「強い拒否が無いこと」を前提として支援を行っている。本人が想定するような辛い思いをしなくとも社会とつながる方法があることを認識してもらうため、「節度ある押し付けがましき」をもって支援を行うという方針である。本人と会えない場合でも家族と面談し、膠着した家庭(家族)に「外の風を入れる」役割を果たすことで、相談員の思いが本人へ間接的に伝わり、本人が将来を建設的に考えるきっかけとなり得ると考えている。

なお、家庭訪問による支援が必要となるような長期間・高年齢のひきこもり状態にある本人には、精神疾患に関係するケースも多いため、専門的な知見を有する支援者の訪問が必要であると考えている。



「市政だよりの広報」



「活動情報誌「STUDIOUS 通信」」

(2) 相談対応

ア 相談窓口体制

相談窓口には、2名の相談員が常駐し、事務員がサポートしている。相談窓口と居場所スペース（福岡若者サポートステーションとの共同運営）が、福岡市精神保健福祉センターと同じフロア・コーナーに設けられており、同センターの精神科医が、連携して本人との相談に同席するケースもある。

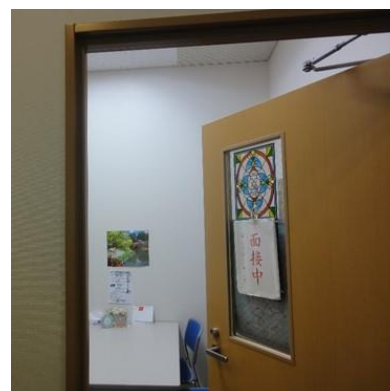


「福岡市センターの窓口」

同じ施設内で、多彩なプログラムのグループワークを実施しており、本人が直接、グループワークへの参加申し込みをすることも可能で、「まずは、家から一步を踏み出してもらうこと」を目標として、利用しやすい環境・設備を提供している。

イ 相談時のアセスメント

初回相談（インテーク）では、相談員が本人の現状をヒアリングし、個々の臨床経験に基づき状態の判断をしている。電話のみで判断や関係機関への紹介が難しい場合、来所相談を勧めている。ひきこもり状態にある本人を「三つの群」（注6）に分類する考え方は、現場での感覚に適合すると捉えており、主な要因が精神疾患、発達障害または環境によるもののいずれにあるかを見極めるよう努めている。また、相談者が支援方針を明確に決定できないケースについては、毎月開催のコーディネーター会議で検討している。



「福岡市センターの相談室」

注6：「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」

（厚生労働省、平成22年5月19日公表）23～24ページに掲載、相談事例に関する研究から、ひきこもりを下表の三つの群に分類できるとする。（厚生労働科学研究「思春期のひきこもりをもたらし精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究」）

ひきこもりの三分類と支援のストラテジー

第一群	統合失調症、気分障害、不安障害などを主診断とするひきこもりで、薬物療法などの生物学的治療が不可欠いしはその有効性が期待されるもので、精神療法的アプローチや福祉的な生活・就労支援などの心理・社会的支援も同時に実施される。
第二群	広汎性発達障害や知的障害などの発達障害を主診断とするひきこもりで、発達特性に応じた精神療法的アプローチや生活・就労支援が中心となるもので、薬物療法は発達障害自体を対象とする場合と、二次障害を対象として行われる場合がある。
第三群	パーソナリティ障害（ないしその傾向）や身体表現性障害、同一性の問題などを主診断とするひきこもりで、精神療法的アプローチや生活・就労支援が中心となるもので、薬物療法は付加的に行われる場合がある。

近年、来所相談の予約申し込みが増えており、3～4週間待ちの状態が続いている。相談受付件数の推移は表V-3のとおりである。

表V-3 相談受付件数の推移

(単位: 件数、人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 上期
延べ相談受付件数	1,946	2,098	2,081	997
うち電話による相談	845	840	862	442
うち来所による相談	938	1,119	1,065	483
うちメールによる相談	22	16	13	5
うち家庭訪問相談など	141	123	141	67
来所相談者実数	187	197	213	128

平成26年度に初回相談（インテーク）した来所相談者（実数）213人について、本人の状況は表V-4のとおりで、年齢層分布では、20歳代が48%を占めており、40歳代以上の高年齢層は19%となっている。ひきこもり期間では、3年未満は37%にとどまっており、約半数に不登校歴がある。

そのほか、精神科の受診歴については「受診中」が25%、「受診歴あり」が30%を占めている。

表V-4 本人の状況

① 相談者の性別内訳と年齢層分布

(単位: 人、%)

相談者実数	男性	女性	10代	20代	30代	40代	50代	不明
213	162	51	5	103	62	36	5	2
占率(%)	(76.1)	(23.9)	(2.4)	(48.4)	(29.1)	(16.9)	(2.3)	(0.9)

② ひきこもり期間分布と不登校歴

(単位: 人、%)

1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上	不明	不登校歴		
						有	無	不明
31	49	24	44	49	16	102	102	9
(14.5)	(23.0)	(11.3)	(20.7)	(23.0)	(7.5)	(47.9)	(47.9)	(4.2)

③ 精神科受診歴

(単位: 人、%)

受診中	受診歴あり	受診なし	不明
55	65	79	14
(25.8)	(30.5)	(37.1)	(6.6)

(3) 家族への支援

家族支援に当たっては、まず、家族のこれまでの苦労を否定することなく、過去のことにとらわれず、未来志向で脱却に向けての共同歩調をとるという方針をとっている。本人が来所できない場合も、家族を支えることで間接的に本人への援助となるため、継続して支援する。医療機関を利用した方が、本人などが適切な支援を受けられると判断した場合は、医療への誤解を解きながら勧めている。

なお、JACFAでは独自に家族会を運営していないため、希望者については、市精神保健福祉センター運営の家族教室などを紹介している。

(4) 本人への段階的な支援

ア 居場所スペースへの来所・グループワーク

本人の来所は、本人がひきこもりからの脱却を望んでいることとの意思表示と受け止められる。来所してきた本人には、安心感を抱いてもらえるよう、作業などを強制するのではなく、まず、一緒に自分が楽しいと思えることから始める。自ら考え行動することが、真の自立であることを体感できるよう、居場所スペースやグループワークを活用して支援を行っている。

居場所スペース（愛称「とろっこ」）は、月～金曜日の10:00～17:00の間オープンしており、本人は自由に立ち寄り、互いに会話を交わし、あるいは思いついたことをノートに書き込むなどしてゆったりと過ごしている。また、他の関係機関に紹介した後も困ったことがあれば、戻ってきて良いことを伝えている。

グループワークへの参加には、導入面接とトライアルを行う必要があるが、本人が楽しむことができるよう、毎週2回以上、様々なプログラムを実施している。具体的には、毎月、第1火曜日を「調理の日」、最終火曜日を「運動（軽スポーツ）の日」としており、それ以外は原則、本人からの提案に基づき活動を行う。調理は出来上がると本人自身が食することから、「作業をやらされている感」のないこと、スポーツでは卓球やサッカーなどは一人ではできないことから共に人気があり、合わせて仲間意識を醸成する効果が期待できるため、プログラム枠設定をしている。それ以外のプログラムを本人が自主的に企画し、担当スタッフがサポートの上、実施することで成功体験の積み上げを図っている。

なお、福岡市センターでは表V-5のとおり、グループワークの開催に積極的に取り組んでおり、次ページ表の基本的な考え方に基づき運営している。



「居場所スペース（とろっこ）の様子」



「グループワークで作成した
クリスマス・コラージュ」

表 V-5 グループワークの開催状況

(単位:回数、人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 上期
開催回数	101	112	117	55
延べ参加者数	671	872	693	307
実参加者数	70	82	79	48

グループワークの基本的な考え方

①	本人は既にインターネット上などから多くの情報を得ているため、担当スタッフから改めて説教じみたことを言わない。
②	原則、本人の自己表現であるプログラム提案を中心に運営を進めるが、担当スタッフが適宜、取捨選択することで、楽しむためにはある程度の意見調整や我慢が必要となることを、本人に体感させる。
③	本人の緊張度やストレスを和らげるため、お茶やお菓子を用意する。
④	原則、男女混合の方が社会性を発揮しやすいと考えるが、若干のレディース・デイを設ける
⑤	時には、本人のテンションが上がるような、アニメやマンガの世界でキャラクターが体験するクリスマス会や遠足などのイベントを企画・実施する。

イ 就労や社会参加のための支援

福岡市センターでは、出口として就労だけを目標とせず、医療機関や福祉サービスの利用など、疾患や障害への誤解を解きながら相談者にとって一番望ましい社会参加と一緒に模索できるよう、配慮している。

平成26年度の来所相談者213人とグループワーク参加者79人について、その後の経済的自立に向けての状況を調査したところ、次ページ表V-6の結果となった。

26年度末時点で、来所相談者のうち36人(16%)、グループワーク参加者については30人(38%)が一般就労、福祉的就労、専門学校などにつながり、社会参加を果たしている。

一方、来所相談者の90人(42%)、グループワーク参加者の17人(21%)については、年度末時点で支援終了となっている。

表V-6 本人の状況

① 来所相談者：213人の状況

(単位：人、%)

	年度末における状況変化の内容	実人数	割合	転帰状況	
1	一般就労(正規職員・アルバイト・派遣など)	19	8.9	社会参加	16.8
2	福祉的就労(地域活動支援センター、就労継続B型など)	6	2.8		
3	専門学校・予備校通学、職業訓練開始	9	4.2		
4	ハローワークで就職活動開始	2	0.9		
5	面接継続支援	79	37.1	支援継続	40.9
6	訪問継続支援	5	2.4		
7	グループ支援につながり継続	3	1.4		
8	病院受診などの他機関紹介	16	7.5	支援終了	42.3
9	相談終了	30	14.1		
10	転居	1	0.5		
11	中断	43	20.2		
	合 計	213	100		

(福岡市センター作成表)

② グループワーク参加者：79人の状況

(単位：人、%)

	年度末における状況変化の内容	実人数	割合	転帰状況	
1	一般就労(正規職員・アルバイト・派遣など)	14	17.7	社会参加	38.0
2	福祉的就労(地域活動支援センター、就労継続B型など)	7	8.9		
3	専門学校・予備校通学、職業訓練開始	8	10.1		
4	ハローワークで就職活動開始	1	1.3		
5	面接継続支援	10	12.7	支援継続	40.5
6	訪問継続支援	0	0.0		
7	グループ支援につながり継続	22	27.8		
8	病院受診などの他機関紹介	2	2.5	支援終了	21.5
9	相談終了	3	3.8		
10	転居	0	0.0		
11	中断	12	15.2		
	合 計	79	100		

(福岡市センター作成表)

3. 事業推進に関する課題

(1) 中間的就労を提供する場の開拓

就労支援としては、主に「福岡若者サポートステーション」とハローワークへ紹介しているが、長期のひきこもり期間を有する本人が正規採用されるケースは極めて少なく、中間的就労を提供する事業者などの開拓が課題となっている。

(2) 相談員の確保

現在は、相談員2名の体制であるため、来所相談やグループワーク活動と電話相談が重なった場合、対応が難しくなっている。

ひきこもり状態にある本人は、親が亡くなった場合などに生活保護の受給者になる可能性もあるため、行政的にも専門的な支援要員の養成に力を入れる必要がある。

（３）途切れのない支援

高校（通信制を含む）、専門学校、大学を中途退学した者がひきこもり状態になる事例が増えているので、教育関係機関及び20歳未満の不登校者などを支援している「福岡市こども総合相談センターえがお館」などとの連携が、今後も重要である。

以 上

《 参考URL一覧 》

1. 厚生労働省関連

- ・ ひきこもり対策推進事業について

【http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/】

- ・ ひきこもり地域支援センターの設置状況について

【<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyo-Shakai/0000111933.pdf>】

2. ひきこもり地域支援センター関連

- ・ 愛知県精神保健福祉センターのホームページ

【<http://www.pref.aichi.jp/seishin-c/>】

- ・ 堺市こころの健康センターのホームページ、

【<http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/kenko/hokencenter/kenkocenter/>】

- ・ 兵庫県のほっとらいん相談ホームページ

【https://web.pref.hyogo.lg.jp/ac12/ac12_000000034.html】

- ・ コウノトリ豊岡・いのちのネットワークのホームページ 【<http://www.kounotori-inochinet.com>】

- ・ コムサロン 21 のホームページ

【<http://www.com21.or.jp>】

- ・ CROSS のホームページ

【<http://cross-hiroshima.com/index.php/center>】

- ・ 福岡市ひきこもり成年地域支援センターのホームページ

【<http://yokayoka-room.net/>】

- ・ JACFA（ジャクファ）のホームページ

【<http://jacfa.net/index.html>】

3. ひきこもり関連資料

- ・ 「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」

【http://www.ncgmkohndai.go.jp/pdf/jidouuseishin/22ncgm_hikikomori.pdf】

- ・ 「こころの健康についての疫学調査に関する研究」（厚生労働科学研究）

【<http://www.ncnp.go.jp/nimh/keikaku/epi/Reports/H18WMHJR/H18WMHJR01.pdf>】

- ・ 「困難を有する若者に関するアンケート調査報告書」（平成 25 年 9 月、山形県子育て推進部）

【<https://www.pref.yamagata.jp/ou/kosodatesuishin/010003/wakamonokatudoushien/tiikikyougikai/research/gaiyou.pdf>】

- ・ 「ひきこもり等に関する実態調査報告書」（平成 26 年 3 月、島根県健康福祉部）

【<http://www.pref.shimane.lg.jp/kenpukusomu/index.data/hikikomori-jittaityousa.pdf>】

- ・ 「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」（平成 22 年 7 月、内閣府）

【http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikikomori/pdf_index.html】